

〔研究ノート〕

## 世界の憲法制度概要 (3)

西 修

中華人民共和国  
(People's Republic of China)

面積 約 960 万km <sup>2</sup>	国民総所得 3,120,891
人口 約 13 億人	一人当り国民総所得 2,360
独立年月	人間開発指数 0.777 (81 位)
憲法の制定年月 1982 年 12 月 4 日採択	政治的権利度 7
憲法の構成 前文 138 か条	市民的自由度 6

## 1 略 史

1911 年 10 月 10 日の辛亥革命により、清朝が崩壊、翌 12 年 1 月 1 日に孫文が南京で中華民国臨時大總統への就任を宣言し、「中華民国」の成立を宣明した。ここにアジアではじめて共和国が樹立された。21 年 7 月には共産党が創立され、その後、国民党との合作・分裂が繰り返されたが、共産党が勝利し、49 年 10 月 1 日、「中華人民共和国」（以下で「中国」という）が成立した。

中国成立直後は、「新民主主義理論」（40 年に毛沢東が提唱、第一段階として反帝国主義、反封建主義の民主主義革命をおこない、第二段階として社会主義革命を実現するというもので、第一段階では共産党の一方独裁は考えられていない）のもとで、中国共産党、中国民主同盟、中国国民党改革委員会などが参加する中国人民政治協商会議が政治の任をになっていた。

しかし、50 年 10 月から、毛沢東は、全国規模で「反革命鎮圧運動」を開始し、

反共産党分子の弾圧をおこなった。ユン・チアン、ジョン・ハリディ著（土屋京子訳）『マオ 誰も知らなかった毛沢東（上巻）』（講談社、2005年、547頁）によれば、1年間、続いたこの鎮圧運動で、処刑（公開処刑を含む）、群衆による暴行、自殺によって、約300万人の命が失われた。また51年から53年にかけて「三反」（反汚職、反浪費、反官僚主義）、「五反」（反贈収賄、反脱税、反手抜き仕事・原料のごまかし、反国家財産横領、反国家経済情報盗漏）キャンペーンが展開され、反体制派の実業家などに容赦のない迫害が加えられた。

チベット併合もこの時期である。51年5月、チベット政府は、中国の圧力により、チベットを中国の一部に併合するための「17条協定」の締結を余儀なくされた。59年3月にラサでチベット人が蜂起したが、中国軍によって鎮圧され、ダライ・ラマがインドへ亡命した。ダライ・ラマによれば、中国人民解放文書に、59年3月から60年9月にかけての軍事作戦で、チベット人87,000人の死者（自殺者、拷問による死亡者、自殺者はいっさい含まれていない）が出たことが確認されているという（『ダライ・ラマ自伝』文春文庫、2001年、283頁）。

このあと56年から57年にかけて生じた「百花斉放・百家争鳴」による反右派闘争・知識人の弾圧（58年前半には、右派分子とされた人数は5万2877人にのぼった。天児慧『中華人民共和国史』岩波新書、1999年、47頁）、58年から60年にかけて展開された「大躍進政策」の失敗にともなう多数の餓死者（2000万人から4000万人と推定されている）、その失地回復をねらって66年から約10年間におよぶ毛沢東の乾坤一擲の「文化大革命」（その犠牲者は数百万人から2000万人と推定されている）と続く。こうして、毛沢東の執権時代（1949-1976年）は、中国の建国、その直後からの権力闘争と肅正の時代だったといえる（ユン・チアン、ジョン・ハリディ著、前掲書（下巻）写真77には、「毛が君臨した27年間に7000万人をはるかに超える中国人を死へ追いやった」とある）。

文化大革命時代後半、中国共産党で大きな権力を掌握したのが、いわゆる4人組（江青＝毛沢東夫人、洪文、張春橋、姚文元）である。4人組は、文革推進の立場から激しい権力闘争を展開したが、76年10月、反文革派が指導する軍によって逮捕された。80年11月から81年1月に開かれた最高人民法院特別法廷で、それぞれ死刑＝江青、張春橋（最終的には懲役18年に減刑）、無期懲役＝洪文、懲役20年＝姚文元という重い刑罰が科せられた。

76年9月の毛沢東死去の後、翌10月に華国鋒がその後継者として党主席に就任したが、78年12月に失脚。鄧小平が実権を握る最高指導者となった。鄧は、

「四つの基本原則」(社会主義の道、プロレタリアート独裁、中国共産党の指導、マルクス・レーニン主義、毛沢東思想)の堅持を強調するとともに、「改革・開放政策」、「社会主義市場経済政策」を進め、爾後の中国の経済発展の基礎を構築した。他方で89年6月の第二次天安門事件では、民主化を訴えた学生らを武力で鎮圧し(政府発表では319人が死亡、参加者らは数千人が死亡したと証言)、改革派の胡耀邦(81年6月党主席、82年9月党総書記)および趙紫陽(87年党総書記)らの失脚を導いた。

その後、党総書記の地位について江沢民(1989年6月～02年11月)は、「三つの代表論」(共産党が先進的生産力、先進的文化、最も広範な人民の根本的利益を代表している)を提示し、またその後継者・胡錦濤総書記(02年11月以降)は、「和諧社会」(各階層の調和のとれた社会)、「科学的発展」(人本位で全面的にバランスのとれた持続可能な発展をめざす)を提唱している。

いずれにしても、中華人民共和国成立後、今日にいたるまでの権力闘争は、実にすさまじい。上記『マオ 誰も知らなかった毛沢東(上巻)(下巻)』のほか、高文謙著・上村幸治訳『周恩来秘録(上)(下)』(文藝春秋社、2007年)、伊藤正『鄧小平秘録(上)(下)』(2008年、産経出版社)、宗鳳鳴著・高岡正展訳『趙紫陽 中国共産党への遺言と「軟禁」15年余』(ビジネス社、2008年)の参照が薦められる。

## 2 過去の憲法

① 『中国人民政治協商会議共同綱領』(1949年9月29日採択、前文60か条) 臨時憲法というべき性格。総綱、政権機関、軍事制度、経済政策、民族政策、外交政策の6章に分けて、その大綱が定められている。中国が「人民民主主義の国家であり、人民民主主義独裁である」(1条)ことを宣明、3日後の10月1日、中華人民共和国および中央人民政府の樹立が毛沢東によって宣言された。

② 『中華人民共和国憲法』(1954年9月20日、採択・公布、前文106か条) 毛沢東の指導のもとに作成されたので、毛沢東憲法ともいわれている。1936年のソ連憲法に範をとっている。前文で「中国共産党の指導のもとで、1949年に、帝国主義、封建主義、および官僚資本主義反対の偉大な人民革命の勝利を収め、ここに長期にわたる被抑圧と奴隸的な歴史を終わらせ、人民民主独裁の中華人民共和国を樹立した」と明言。また同国を人民共和国の成立から社会主義建設にいたるまでの過渡期と位置づけ、過渡期における国家の基本的任務を「国家の社会主義

工業化を漸次実現し、農業、手工業および資本的工業、商業の社会主義改造を漸次完成することである」(前文)と明記した。そして「国家は、法律の定めるところにより、資本家の生産手段の所有権およびその他の資本の所有権を保護する」としつつ、「資本家所有制を漸次、全人民的所有制に移行する。国家の経済計画を破壊する資本家のいっさいの不法行為を禁止する」(10条)との規定をおいた。

③ 『中華人民共和国憲法』(1975年1月17日採択・公布、前文30か条) 4人組による、いわゆる文革憲法。「プロレタリア階級独裁のもとでの継続革命を堅持しなければならない」ことが強調されている(前文、1条)。

④ 『中華人民共和国憲法』(1978年3月5日採択・公布、前文60か条) 四つの現代化(農業、工業、国防、科学技術)を明文化。脱文革を企図したが、国家の性質、党の指導性など多くの面で75年憲法を継承している。当時の国家主席の名をとって華国鋒憲法ともいわれている。中国を「すでに初歩的に富み栄えた社会主義国家になった」(前文)と位置づけている。現行憲法は、後述するように、82年12月4日に最高指導者・鄧小平のもとで採択・公布されたものであるが(現行憲法の特徴は後述)、ここで各憲法をおもな項目別に整理すると、以下のようになる。

(1) 国家体制

- 1954年憲法 労働者階級が指導する、労農同盟を基礎とした人民民主主義国家である(1条)。
- 1975年憲法 労働者階級が指導する、労農同盟を基礎としたプロレタリア階級独裁の社会主義国家である(1条)。
- 1978年憲法 労働者階級が指導する、労農同盟を基礎としたプロレタリア階級独裁の社会主義国家である(1条)。
- 1982年憲法 労働者階級が指導する、労農同盟を基礎とした人民民主主義独裁の社会主義国家である(1条)。

(2) 生産手段の所有制

- 1954年憲法 全人民所有制、勤労大衆の所有制、個人勤労者所有制、資本家所有制(5条)。
- 1975年憲法 全人民所有制、集団的所有制(5条)。
- 1978年憲法 全人民所有制、集団的所有制(5条)。
- 1982年憲法 全人民所有制、集団的所有制(5条)。個人経営経済は社会主義的公有制の経済を補完するもの(6条)。

## (3) ソ連との関係

- 1954年憲法 わが国は偉大なソビエト社会主義共和国連邦と、すでにゆるぎなき友誼をうち立て…… (前文)。
- 1975年憲法 中華人民共和国の武装力の任務は、……帝国主義、社会帝国主義およびその手先による転覆と侵略を防ぐことである (15条)。
- 1978年憲法 中華人民共和国武装力の根本的任務は、社会帝国主義、帝国主義およびその手先による転覆と侵略を防ぐことである (15条)。
- 1982年憲法 特定の勢力についての特記なし。

この比較において注目されるのは、生産手段の所有制とソ連との関係である。生産手段の所有制については、75年憲法と78年憲法は、全人民所有制と集団的所有制しか認めていなかったが、82年憲法では、鄧小平の「改革・開放」政策の推進により、個人経営経済が、社会主義的公有制の経済を補完するものとして憲法に導入された。この個人経営経済は、以後の憲法改正により、さらに押し進められることになる。

またソ連との関係において、75年憲法は、仮想敵国として、「帝国主義」の次に「社会帝国主義」を設定していたが(「帝国主義」がアメリカを「社会帝国主義」がソ連を指すものであることは、明白な認識であった。上海人民出版社『プロレタリア階級独裁のために』東方書店、1976年、167頁)、78年憲法は、アメリカとの雪解けムードのなかで(米中国交樹立は79年1月)、「帝国主義」を「社会帝国主義」の次に下げた。そして82年憲法では、特定の国家を想起させるような文言が入れられていない。

## 3 現行憲法の成立経緯とその後の改正動向

80年9月、第5期全国人民代表大会(全人代)第3回会議で78年憲法の全面改正とそのための委員会設置が建議され、82年12月4日、第5期全人代第5回会議において、賛成3040、反対ゼロ、棄権3により現行の『中華人民共和国憲法』(前文138か条)が採択・公布された。憲法改正委員会において、次のような改正の理由が示された。「党と政府は全国人民を指導して『文化大革命』の誤りを清算し、建国後の歴史的経緯を深く掘り下げて統括し、一連の正しい方針と政策を回復させるとともに、また新たな状況にもとづいてこれを制定し、わが国の政治・経済・文化面での生活に大きな変化をもたらした。現行の78年憲法は、すでに多くの面で現実の状況と国家生活の要求に適応できなくなったため、全面的な改正

を加える必要がある。」最高指導者・鄧小平のイニシアティブにより作成され、またその思想が色濃く反映しているので、鄧小平憲法とよばれている。

この憲法は、その後4回、改正されている。

① 1988年4月12日 第7期全人代第1回会議にて改正 (i)私営経済の存在を容認、(ii)土地所有権の譲渡を容認。

② 1993年3月29日 第8期全人代第1回会議にて改正 (i)同国が社会主義の初期段階にあること、(ii)「国営経済」を「国有経済」に変更、(iii)「計画経済」「経済計画」「農村人民公社」の文言を削除、社会主義市場経済の実施を明記することなど。

③ 1999年3月15日 第9期全人代第2回会議にて改正 (i)社会主義初期段階が長期にわたること、(ii)鄧小平理論の追加、(iii)公有制度を主とし、各種配分方式が併存する分配制度を堅持すること、非公有経済は社会主義市場経済の重要な構成部分であること、(iv)「反革命的活動の鎮圧」を「国家の安全に危害を及ぼす犯罪活動の鎮圧」に変更することなど。

④ 2004年3月14日 第10期全人代第2回会議にて改正 (i)江沢民が唱えたとされる三つの代表(共産党は先進的な先進力・文化・人民の広範な利益を代表)思想の追加、(ii)公民の合法的私有財産の不可侵、(iii)国は人権を尊重・擁護することなど。

以上の動向を整理すると、「改革・開放」政策を推進するために、経済の活性化を促すもの、社会主義の長期化や鄧小平理論・江沢民思想の導入など社会主義体制の実現時期や理論の補追、人権の尊重・擁護など国際社会に向けての発信を示すためなどの改正を実現してきたということができよう。改正部分は、4回の改正で全31か所におよんでいる。

## 4 現行憲法の概要

### (1) 主要な特色

第一に、社会主義体制の維持が、至上命題として措定されていることである。

一九五  
前文には社会主義の堅持がうたわれ、1条で「労働者階級が指導し、労農同盟を基礎とする人民民主主義独裁の社会主義国家であり、組織または個人を問わず、社会主義制度の破壊を明白に禁止している。より具体的に、民主集中制の国家機構(3条)、社会主義的法治国家の建設、社会主義的法秩序の統一・尊重(5条)、社会主義教育事業の振興(19条)、社会主義に奉仕する芸術・科学・報道・

放送・テレビ・出版・図書館などの文化事業の振興 (22 条)、社会主義に奉仕する各種専門分野の人材の育成 (24 条) など、社会主義強化のための規定が多く配され、そして社会主義の破壊者に対して、国家が処罰し、改造を加えること (28 条) などが明記されている。

第二に、経済システムの変容をあげることができる。もともと現行憲法は、「改革・開放」政策を主導する鄧小平の思想が濃厚に反映されている。憲法制定当初にあっても、個人経営経済の容認 (6 条) や外資系経済組織の容認・外国人の投資 (18 条) 規定がおかれていたが、その後の改正は、上述したように、社会主義市場経済の導入 (15 条—93 年改正)、多様な所有制経済 (6 条—99 年改正)、私有経済など非公有経済は社会主義市場経済の重要な構成部分であること (11 条—99 年改正)、合法的私有財産の不可侵 (13 条—04 年改正) など、一連の改正は、経済システムのうえで、従来の社会主義観念を超えるものといえる。このような経済改革の結果、79 年以降、09 年にいたるまでの実質 GDP (国内総生産) の平均成長率は約 9.8% である。03 年以降にあつては平均 10% を超えている。08 年現在、3,860.04 (単位は 10 億ドル—世界銀行調査) で、日本 (同調査 4,902.27) に次ぐ世界第 2 位の地位を占めるにいたっている。それほど遠くない時期に、日本を抜いて世界第 2 位になると予測されている。他方で経済格差の広がり、深刻な状況になっている。もともと社会主義とは、人民の平等を目標にしたものだったはずである。けれども、今日、「自己否定した社会主義」の道を歩んでいるのではないかという指摘がある (園田茂人『不平等国家 中国 自己否定した社会主義のゆくえ』(中公新書、2008 年))。

第三に、共産党の単一支配体制が維持されている。前文には、中国共産党が中国を「指導」し、その果たしてきた功績が詳細につづられ、またこれからも「指導」していくことが強調されている。中国公民は「国家・社会・集団の利益」を損ねてはならない (51 条) との規定があるが、何が「国家・社会・集団の利益」であるかは、実質的に共産党が決定することになる。党の主要機関は、次の通りである。全国代表大会、中央委員会 (トップは総書記)、中央政治局 (常務委員会と委員からなる)、中央規律検査委員会、中央軍事委員会、中央書記処など。現在、中国には中国共産党のほかに、中国革命党革命委員会、中国民主同盟、中国民主建国会、中国民主促進会、中国農工民主党、中国政公党、九三学社、台湾民主政治同盟の各政党が存在しているが、これらの政党は、執政党たる共産党を応援するための「参政党」とよばれている。共産党の単一支配により、党へのチェック

機能が働かず、党幹部・官僚による腐敗が横行している。たとえば08年10月に汚職罪で処刑された江蘇省蘇州市副市長は、3年間に1億元(当時の日本円にして約15億円)の賄賂を受け取っていた。また08年11月に逮捕された広東省中山市実業開発発展総会社の社長と経理担当を務める夫婦は、中国銀行の職員と結託して、4億2000万元の公金を横領していた。いまや広く深く「腐敗の普遍化」現象が生じている(石平『中国大逆流』KKベストセラーズ、2009年、202-203頁)。

第四に、憲法上の厳しい規制にもかかわらず、多くの暴動が発生している。暴動・抗議行動など群衆が公共の秩序を乱す「群衆性事件」は、当局の発表によると、06年に約9万件、発生した。08年には10万件に達していると推定されている。また農民らが政府機関に異議を訴える「陳情」は、06年で1069万件におよんでいる。いかに多くの不満が国民底辺に渦巻いているかを示す数値といえる。「大開大解決、小開小解決、不問不解決(大騒ぎをすれば全面解決し、小騒動ならそれなりに解決する。騒ぎを起こさなければ何も解決しない)」という言葉が、民衆心理を映しだしているという(『文藝春秋』09年7月号「中国を信じられない10の理由」)。

#### (2) 国家形態・基本的指針

「中華人民共和国は、労働者階級が指導し、労農同盟を基礎とする人民民主主義独裁の社会主義国家である」(1条)。

憲法の指し示す基本原則は、前文の次の一節に明白である。「国家の今後の基本的任務は、中国の特色のある社会主義の道にそって、全力をあげて社会主義的現代化の建設を進めることである。中国の各民族人民は、引き続き中国共産党の指導のもとに、マルクス・レーニン主義、毛沢東思想、鄧小平理論および“三つの代表”の重要思想に導かれ、人民民主主義独裁を堅持し、社会主義の道を堅持し、改革・開放を堅持し、社会主義の諸制度をたえず改善し、社会主義的市場経済を発展させ、社会主義的民主主義を発展させて、社会主義的法秩序を健全化し、自力更正、刻苦奮闘して、工業、農業、国防および科学技術の現代化を逐次実現し、物質文明、政治文明および精神文明の均衡のとれた発展を推進し、わが国を富強にして、民主と文明をそなえた社会主義国家に築きあげるであろう。」

第1章の「総綱」には、上記の社会主義建設関連の規定以外に、少数民族の平等・合法的な権利・利益の保障(4条)、医療衛生・体育事業の推進(21条)、計画出産(25条)、生態系環境の保護、汚染その他の公害の防止(26条)、反官僚主義(27条)などがうたわれている。このうち、少数民族と環境保全について言及



すれば、現在、中国には漢民族（総人口の92%）のほかに、55の民族が存在している。とくに分離・独立民族運動が盛んなのは、新疆ウイグル自治区とチベット自治区である。これら自治区における民族運動を鎮静させるため、漢民族への同化政策が著しい勢いで進められ、また反政府活動に対しては厳しい弾圧がなされている。09年10月には、新疆ウイグル地区ウルムチ市中級人民裁判所（地裁）は、同市で同年7月に起きた大規模暴動を首謀したとして、12人（うちウイグル族11人）に死刑判決（執行猶予を含む）をくだした。

同国の環境汚染は、きわめて深刻な状況となっている。08年8月から9月にかけての記事を拾っただけでも、福建省泉州市で污水处理場から排出された水が土壌を汚染し、胃がんや食堂がんを多発させていること、湖南省、陝西省、雲南称では、精錬工場の周辺に住む子ども200人以上が鉛中毒と診断されたことなど、枚挙にいとまがない。

### (3) 統治機構

①全国人民代表大会と常務委員会 全国人民代表大会（以下で全人代）は、最高の国家権力機関であり、その常設機関として常務委員会が設置される（57条）。

全人代は任期を5年とし、毎年1回は開催される（60条、61条）。全人代は憲法改正、憲法の実施の監督、国家主席・国家副主席の選出、国家主席の指名にもとづき國務院総理の決定、中央軍事委員会主席・最高人民法院長・最高人民檢察院長の選出とそれぞれについての罷免権など大きな権限を有する（62条、63条）。

全人代は、実際には年に1、2度しか開かれず、しかも人数は3000人程度と大人数なので、常設機関として全人代常務委員会が設置されている。全人代常務委員会は、全人代が有するほぼ同じ権限に加えて、憲法の解釈、戦争状態の宣告、諸外国へ派遣する全権大使の任免、条約の批准・廃棄など広範な権能を有する（67条）。全人代常務委員会は、全人代に対して責任を負い、活動を報告する（69条）。

②国家主席 「中華人民共和国主席は、中華人民共和国を代表し、外国使節を接受する」（81条1項）。この規定から理解できるように、国家主席は、国家元首として位置づけられている。全人代によって5年を任期として選挙され、二期を超えて連続就任することができない（79条）。国家主席の活動を補佐するために、<sup>一九二</sup>国家副主席がおかれる（82条）。

③國務院 「中華人民共和国國務院、すなわち中央人民政府は、最高国家権力機関の執行機関であり、最高の国家行政機関である」（85条）。わが国の内閣に相当

する機関である。國務院は、総理、副総理、國務委員らによって組織され、全人代に対して責任を負い、かつその活動を報告する。全人代が閉会中は、全人代常務委員会に対して責任を負い、かつその活動を報告する (86 条、92 条)。

④中央軍事委員会 「中華人民共和国中央軍事委員会は、全国の武装力を指導する」(93 条)。軍隊の最高の統率機関といえる。党にも中央軍事委員会が組織されている。両機関の構成人員がまったく同じなので、矛盾が生じることはない。

⑤法院 (裁判所) 「中華人民共和国人民法院は、国家の裁判機関である」(123 条)。最高人民法院、地方各級人民法院、軍事法院その他の専門人民法院がおかれる (124 条)。

憲法は、人民法院が行政機関、社会团体および個人による干渉を受けず、「裁判の独立」を規定しているが、この「裁判の独立」は、先進民主主義国家における「司法権の独立」とはまったく異なる。一つには、中国の統治機構は、近代民主主義原理にもとづく権力分立主義の否定の上に成り立っている。すなわち、近代民主主義原理にあつては、国家権力の恣意的行使から市民の権利を保障するため、他の権力機関、なかんずく行政権からの独立が強調された。しかし中国においては、裁判所は国家権力行使の分業機関にすぎないとの観念のもとにある。二つに、裁判機関といえども、党の指導から免れることはない。そして三つに、裁判官の独立は保障されていない。裁判所内部で院長や廷長が先に審査・決定をくだし、のちに担当の裁判官が審理を始めるというプロセスが常態化している。

#### (4) 基本的権利・義務

中国には、生まれながらの人間がもつ自然権的人権の概念は、存在しない。第 2 章を「公民の基本的権利および義務」とし、中華人民共和国の国籍を有する者を中華人民共和国公民としている (33 条 1 項)。この公民に対してのみ、基本的権利が付与されるのである。「国家は、人権を尊重および擁護する」(33 条 3 項)との規定が、04 年の改正によって追加された。ここでいう「人権」が、自然権的人権と同じ意味かどうかは、明白でない。人権抑圧を批判する国際社会への一種のアピールともみられている。その一方で、「いかなる公民も、憲法および法律の定める権利を有し、同時に憲法および法律の定める義務を履行しなければならない」(33 条 4 項)、「中華人民共和国公民は、自由および権利を行使するにあたり、国家、社会および集団の利益その他公民の合法的な自由および権利を侵害してはならない」(51 条)として、権利と義務の一体性が強調されている。

基本的権利のカatalogは、法の下での平等、参政権、自由権 (表現・宗教・身体

の自由など)、批判権・告発権・国家賠償請求権、社会経済的権利(物質的援助を受ける権利、労働の権利など)、女性・高齢者・子どもの保護など、豊富になっている。ただし、当然のこととして、制約が付されている。たとえば、宗教信仰の自由については、「何人も、宗教を利用して、社会秩序を破壊し、公民の身体・健康を損ない、または国家の教育制度を妨害する行動をしてはならない」(36条)。実際には、仏教、道教、キリスト教、イスラム教以外の宗教は認められておらず、イスラム教やアラビア語を教えるコーラン塾へ子どもを通わせることは、「国家の教育制度を妨害する行動」にあたることとされている(木間正道ほか著『現代中国法入門(第5版)』有斐閣、2009年、92-93頁)。92年に創始されたとされる宗教団体・法輪功を、中国政府は「カルト集団」「中国のオウム真理教」(中国日本大使館ホームページ)として、弾圧を強めている。

関心がひかれるのが、49条の規定である。「①婚姻、家庭、母親および子どもは、国家の保護を受ける。②夫婦は、ともに計画出産を実行する義務を負う。③夫婦は、未成年の子女を扶養し、教育する義務を負い、成年の子女は、父母を扶養し、扶助する義務を負う。④婚姻の自由に対する侵害を禁止し、老人、女性および子どもに対する虐待を禁止する。」ここに「計画出産」は、人口抑制を目的としていることはいうまでもない。晩婚が奨励され(同国の法定婚姻年齢は男性22歳、女性20歳と世界的にも異例の高さ)、一人っ子政策が実施されている。しかし一人っ子政策は、甘やかしによる“小皇帝”、第二子以下を戸籍に登録しない黒孩子(これらの子は、法律上、就学・医療の機会などすべてが奪われる)などの問題が噴出している。

08年12月、中国の知識人らは世界人権宣言60周年に合わせ、インターネット上に真の民主主義を求める『08憲章』を発表した。同憲章は、「基本理念」として、①自由(言論・信仰・集会・結社・移動・ストライキ・デモ行進などの自由・権利の保障)、②人権(自然権思想にもとづき、人間は国家の主体であり、国家は人民に奉仕し、政府は人民のために存在する)、③平等(社会的地位・職業・性別・経済状況などにかかわらず、人格・尊厳・自由における平等)、④共和(「みなが共同で統治し、平和に共生する」)、⑤民主(主権在民と民選政府)、⑥憲政(法律の規定と法治によって、憲法が定める公民の基本的自由と権利の保障)の5つを掲げ、以下の19の基本的主張を提示した。①憲法改正(上記の「基本理念」にもとづき、主権在民、真正正銘の人権保障、民主化のための法的基礎を確立)、②分権の抑制的均衡(立法・行政・司法の三権分立と政府責任の原則を確立する)、③

立法による民主(立法機関の直接選挙、公平正義の原則を堅持する)、④司法の独立(憲法裁判所の新設、憲法の権威を擁護する)、⑤公器の公用(軍隊の政党従属からの脱皮、国家への忠誠、公務員の政治的中立性を保持する)、⑥人権の保障(人間の尊厳保守、とりわけ不法な逮捕・拘束などを受けない身体の自由を保障する) ⑦公職の選挙(民主的で一人一票の平等な選挙、定期的自由選挙を確保する)、⑧都市と農村の平等(都市と農村の二元戸籍制度を廃止し、公民の自由な移動を保障する)、⑨結社の自由(一党独占の執政的特権を廃止し、政党活動の自由と公正な競争の原則を確保する)、⑩集会の自由(平和的集会やデモ行進の自由を保障する)、⑪言論の自由(表現・学問の自由、公民の知る権利と監督権の保障、「国家政権転覆煽動罪」を廃止する)、⑫宗教の自由(宗教の自由・政教分離を実施する)、⑬公民教育(一党統治に奉仕し、イデオロギー色が濃厚な政治教育と政治試験を廃止する)、⑭財産の保護(私有財産権を保護し、行政による独占を排除する)、⑮財政改革(権限と責任が明確な公共財政制度の枠組みと運用メカニズムを構築し、行政部門の恣意的増税や新税の徴収を廃止する)、⑯社会保障(全国民をカバーする社会保障体制を構築する)、⑰環境保護(生態環境を保護し、持続可能な発展を提唱する)、⑱連邦共和(民主憲政の枠組みのもとに中華連邦共和国を樹立する)、⑲正義の転換(政治犯と良心の囚人を釈放し、国家賠償を付与する)(劉曉波著、横澤泰夫ほか訳『天安門事件から「08 憲章」へ』(藤原書店、2009 年)。この提唱に対して、303 人が署名、8000 人以上の賛同者があった。立憲民主主義の立場からは、ごく当然の内容である。

しかし、09 年 12 月、作成者とされる劉曉波が政府転覆煽動罪で北京市の第一中級人民法院(地裁)により懲役 11 年、政治的権利剥奪 2 年の刑が言い渡され、また 10 年 2 月、同控訴審で第一審判決が支持されて刑が確定した(中国では二審制)。劉曉波は、述べている。「自由とは、決して権力者の上からの恩賜ではなく、権力を持たない者が獲得した、自分への褒賞である。」「自由を許さない権力とその制度の力は、見たところ、いかに強大であっても、実際は、人間性の廃墟の上に建てられている幻の城である。独裁体制は、人の魂の中で腐乱し、一度時期が成熟すれば、専制の御殿が瞬く間に崩壊するピロード革命が出現するだろう。」(劉曉波著、前掲書、148 頁、150 頁)。いったいいつ、中国に「ピロード革命」(注・1989 年 11 月に当時のチェコスロバキアで発生した、共産党体制の崩壊をもたらした民主化革命)が起きるのだろうか。

現在、中国では 3 億 3800 万人がネット利用者といわれ(中国インターネット 09

年7月16日配信)、世界一の人数となっている。09年10月には、作家の凌滄州が中心になって、学者や弁護士、詩人らによる「ネット人権宣言」がネット上に発表された。そこでは、「合法的に言論を発表するのは公民の権利」など10か条が掲げられている。これに対して、当局も監視、規制を強めており、いわばいたちごっこが続いている。

公民には、中華人民共和国の「社会主義を敵視し、破壊する国内外の敵対勢力および敵対分子に対して闘争しなければならない」ことが求められ(前文)、国家の統一の守護(52条)、国家機密の保持・社会公德の尊重(53条)、祖国の安全・利益の擁護(54条)、祖国の防衛・兵役(55条)の義務などが課されている。

#### (5) 憲法改正

憲法改正は、全人代常務委員または5分の1以上の全人代代表の発議にもとづき、全人代が総議員の3分の2以上の賛成により採択される(64条)。同国の憲法構造上、憲法改正の発議が全人代で否決されることはあり得ない。

#### (6) 国防・平和条項

「①中華人民共和国の武装力は、人民に属する。その任務は、国防を強固にし、侵略に抵抗し、祖国を防衛し、人民の平和的労働を防衛し、国家の建設事業に参加し、人民への奉仕に務めることである。②国家は、武装力の革命化、現代化、正規化の建設を強化し、国防力を増強する」(29条)。中華人民共和国中央軍事委員会が、全国の武装力(軍隊)を指導する。公民には、祖国の安全と利益を擁護する義務が課せられ(54条)、また以下の規定がある。「①祖国を防衛し、侵略に抵抗することは、中華人民共和国のすべての公民の義務である。②法律に従って、兵役に服し、民兵組織に参加することは、中華人民共和国公民の光栄ある義務である」(55条)。兵役は、2年とされている。

中国の軍事力は近年、飛躍的に増大している。国防費は、21年間、毎年二ケタの伸び率を示し、21年前に比べて22倍もの規模になっている(防衛省『日本の国防』平成21年版、49頁)。2010年には前年比7.5%増にとどめたが(第11期第3回全人代2010年3月報告)、同年1月には弾道ミサイルの迎撃実験を成功させ、核・ミサイル戦力の拡充、宇宙の軍事利用・サイバー戦の能力向上、航空母艦の建造着手など、「軍事方針を政治、外交、経済、文化、法律などの分野の闘争と密接に呼应させる」(『2008年中国国防白書』ことを基本方針に、軍事力の着実な増強がはかられている。同国における軍事の最大の問題点は、その不透明性にあり、周辺諸国に警戒感を与えている。

わが国との関係でも、問題が生じている。04年11月に中国原子力潜水艦が国際法に違反してわが国領海内を潜没航行した。沖縄県尖閣諸島の魚釣島近海には中国船が常駐し、東シナ海のカス田は日中の「共同開発」として協議を継続することになっているが、檜(かし)(中国名・天外天)では、中国側の掘削作業が平然とおこなわれているという。東京都の沖ノ島周辺の水域での演習も活発化している。沖縄の与那国島では、沖合に中国船が何度も目視されている。

平和条項として、前文に次の文言が配されている。「中国は、独立自主の独立政策を堅持し、主権と領土保全の相互尊重、相互不可侵、相互内政不干渉、平等互恵、平和共存の5原則を堅持し、各国との外交関係と経済・文化交流を発展させる。また反帝国主義、反覇権主義、反植民地主義を堅持し、世界各国人民との団結を強化し、被抑圧民族および発展途上国の民族独立の獲得・維持および民族経済発展のための正義の闘争を支持して、世界平和の確保と人類の進歩的事業の促進のために努力する。」

#### (7) その他

前文に「台湾は中華人民共和国の神聖な領土の一部である」との文言がある。この文言から明らかなように、中国は、台湾を完全に領土の一部とみなしている。これに対して、台湾に在住する台湾独立派からは、台湾は一度も中華人民共和国の領土になったという事実はなく、虚言であるとしている。中国では、05年3月14日、「反国家分裂法」を採択し、「世界に中国は一つしかなく、大陸と台湾は、同じ一つの中国に属しており、中国の主権および領土保全を分割することは、許されない。国家の主権および領土保全を守ることは、台湾同胞を含む全中国人民の共同の義務である」(2条)とし、台湾分裂勢力が台湾の独立を画策するようないかなる行動に対しても、中国は非平和的方式その他必要な措置を講じることができると明定されている(8条)。

## 5 現況と課題

09年10月1日、建国60周年を祝う盛大なパレードが天安門広場で举行された。このパレードには、将兵約8000人、車両約500両、各種戦闘機など120余機が参加、約10万人の市民もこの行進に加わり、一致団結を誇示した。また小・中学生約8万人が、マスゲームで共産党政権の歴史的功績をたたえる演目を一糸乱れることなく披露した。この模様は、テレビで全世界に放映された。しかし、この様子を見て、「やはり異質の国家」という印象をもった人びとが多かったよう

ある。

参加者約18万人は、北京の小・中・高・大学その他から動員された者たちである。かれらは夏休み返上で練習をし、新型インフルエンザのワクチンも優先的に接種された。万が一の不祥事にそなえ、約140万人もの治安要員が配備された。文化大革命時代や北朝鮮の「国威発揚」をほうふつさせる演出だった。しかしながら、このような演出は、現代においても、「国威発揚」を演出しなければならないほど、中国には多くの問題が存在していることを如実に物語ったといえよう。

10年3月、インターネット検索の世界最大手、米国のグーグル社が中国から撤退した。中国からサイバー攻撃を受けたこと、インターネット検索に対する中国政府の厳しい検閲が続いていることなどがその理由だ。中国政府は、検閲による言論統制を当然のことと考えており、両者の溝は埋まらなかった。もともと民主主義・言論の自由に対する基本的な考え方に乖離があるのだから、当然だったともいえる。言論の自由という、いわば自然権的権利に対する中国の姿勢が今後も問われ続けることになるだろう。

## 中華民国 (Republic of China)

面積 36,006	国民総所得 690,100
人口 22,790	一人当り国民総所得 29,800
独立年月	人間開発指数
憲法の制定年月 1947年1月1日	政治的権利度 2
憲法の構成 前文 175 か条	市民的自由度 1

\* 国民総所得および一人当り国民総所得は、『世界の国情報 2009』（リプロ、2009年）によった。

### 1 略 史

台湾の原住民・高山族が台湾本土に定着したのは、紀元前3世紀ころと伝えられる。その後、17世紀に入り、オランダ、明朝、清朝の支配下に入ったが、1894-95年におこなわれた日清戦争の結果、95年4月の下関条約により、台湾は日本に割譲された。

1945年8月の日本敗戦後、台湾は蒋介石率いる中国国民党の版図に組み込まれた。しかしながら、中国本土からやってきた官僚・軍人ら（外省人）と台湾本土に住んでいた住民（内省人または本省人）とのあいだに軋轢が生じ、47年2月28日にいわゆる2.28事件が発生、台湾住民が中国国民党軍により、無差別に殺害された。その犠牲者は2-3万人といわれている。

49年12月には、中国共産党に敗北した国民党政府（蒋介石総統）が台湾に遷都し、47年1月1日に大陸で公布されていた『中華民国憲法』をそのまま台湾に持ち込んだ。それと同時におなじく大陸で48年5月に公布された『中華民国憲法動員戡乱時期臨時条項』を適用し、台湾を戒厳状態においた。

71年10月、国連で中華人民共和国が中国の正当な「代表権」をもつことが決議され、国民党政府は国連から離脱した。75年4月に蒋介石が死去、その長男の蔣経国が総統に就任したが、民主化の波が広がり、87年7月に戒厳状態が解除され、言論・出版・集会・結社の自由が保障されることになった。

88年1月、蔣経国の死去にともない、本省人たる副総統の李登輝が総裁に就任した。李は、90年6月、各界からの代表を集めて国会会議を開き、今後の基本方針を定め、上記の臨時条項の廃止を決定した（廃止は91年5月）。



96年3月には初の総統直接選挙が実施され、李が再選された。李を台湾独立推進派とみなした中華人民共和国は、この直接選挙の直前に台湾海峡でミサイル訓練を実施、これに対してアメリカは、航空母艦2隻を同海峡に派遣して牽制するという一幕があった。

00年3月、民進党の陳水扁が総統に当選し、ここに長年続いた国民党政府が政権から離脱することになった。台湾の民主化が定着した証しといえる。04年5月には、「台湾正名政策」(公式の名称を「台湾」に改めようとする政策)を進める陳水扁が対立候補の国民党から出馬した連戦を僅差(6,471,370票対6,442,452票)で破り再選された。同日、対中防衛の強化と兩岸対話構造の確立に関する国民投票が実施されたが、投票率が過半数に達せず、不成立に終わった。なお陳は、在任中の金銭スキャンダルが明るみに出て、任期終了後の08年8月、離党した。

08年5月、国民党の馬英九が当選、馬は「三通政策」(通商、通航、通便)を推進するなど、親中華人民共和国の姿勢を濃厚にしている。

今日、中華民国は、台湾本島と澎湖諸島などの周辺諸島、金門島と馬祖島という福建省の一部をさす。

## 2 過去の憲法

前記「中華人民共和国」の項では、人民共和国誕生以降の憲法を対象にしたが、ここでは1912年の『中華民国臨時約法』以下を掲げる。

① 『中華民国臨時約法』(1912年3月11日に公布・施行、56か条) 辛亥革命後、南京には同革命の父・孫文を臨時大総統とする政府が成立、しかし北京にはいまだ清王朝が存在していた。孫文は、清王朝の退位と「臨時約法の遵守」を条件に清朝末期の政治家・袁世凱えんせいがいを臨時大総統に迎えた。「中華民国の主権は、国民全体に属する」(2条)とアジアで最初ともいえる国民主権を明記し、また国会(参議院)に臨時大総統および大臣に対する弾劾権を与える(19条11号および同条12号)など、袁の独裁を阻止するための内容がもり込まれている。

② 『中華民国約法』(1914年5月1日、公布・施行、68か条) 政治権力を獲得した袁世凱は、みずからの権力を確固たるものにするため、大総統の権力強化を目途とした『中華民国約法』を制定した。大総統の地位として、国家元首、統治権の総攬者(14条)、中華民国の代表(15条)、国民全体に対する責任(16条)などの規定が設けられている。

③ 『中華民国臨時約法復活のための大総統令』(1916年6月29日公布) 16

年6月6日、袁が死去、同月29日、大総統の地位についた黎元洪<sup>れいげんこう</sup>が『中華民国臨時約法』を回復すべく、『中華民国臨時約法復活のための大総統令』を公布した。書き出しは、以下のようである。「共和国体は、第一に民意を重んじる。民意が集約されるところのものは、ただ憲法のみである。憲法の成立は、もっぱら国会による。」

⑤ 『中華民国憲法』(1923年10月10日公布、前文141か条) 17年8月、広東に広東軍政府が樹立され、北京政府と対立、ふたたび南北両政権の分裂状況に入った。北京政府では、23年10月、懸案の『中華民国憲法』が公布された。はじめて前文が付され、「中華民国憲法会議は、国威を発揚し、国家を強固にし、社会の福利を増進し、人道の尊厳を擁護するために、この憲法を全国に宣布し、永くみなこれに従うことを誓う」と記述された。また1条には「中華民国は、永遠に民主共和国とする」ことが明記された。

⑥ 『中華民国訓成期約法』(1931年6月1日公布・施行、前文89か条) 孫文が25年3月に死去、その遺志を継いだ蒋介石が国民革命軍を率いて北京に入城し、ここに国民党政府のもとに中国が統一された。同政府は、31年6月に新憲法たる『中華民国訓成期約法』を施行した。この「訓成期」というのは、「軍政期」と「憲政期」との中間に位置づけられ、「国民党全国代表大会が、国民大会に代わって中央統治権を行使する」(30条)など、国民党政府の指導体制の強化がはかられている。前文には孫文の思想「三民主義、五権憲法にもとづく」ことが明示されている。

### 3 現行憲法の成立経緯とその後の改正動向

前述したように、現在、台湾で施行されている憲法は、中国大陸で制定されたものである。33年1月、憲法草案起草委員会が組織され、同委員会は25項目からなる原則を発表した。36年5月には、国民党政府は憲法草案を公表した。その後、政治協商会議で審議され、46年11月に立法院を通過、同月15日より12月25日まで南京で憲法制定国民大会が開かれ、47年1月1日、『中華民国憲法』(前文と14章175か条)が公布された(施行は同年12月25日)。49年12月に国民党政府の台湾遷都により、同憲法も台湾にもち込まれることになった。

施行後、大陸への反攻という旗印のもとに同国憲法に手を加えられることがなかった。しかし、時代の進展とともに大陸反攻は不可能な状況になり、91年以降、現実に適合させ、かつ進化させるという形で7次にわたる改正(増修)がなされ

てきている (後述)。

#### 4 現行憲法の概要

##### (1) 主要な特色

現行憲法の最大の特色は、三民主義・五権分立である。いずれも孫文の教えにもとづく。三民主義とは、民族独立、民権伸張、民生安定を意味する。憲法前文には「孫中山先生の中華民国創立の遺教にもとづき、国権を強固にし、民権を保障し、社会の安寧を確保し、国民の福利を増進し、……」とあり、1条には「中華民国は、三民主義にもとづき、民有、民治、民享の民主共和国とする」と明記されている。また五権分立とは、立法権、行政権、司法権のほかに、監察権 (公務員の弾劾、<sup>はんせき</sup> 誹責、会計検査をつかさどる)、および考試権 (公務員の試験、任用、管理をつかさどる) を分立させるというものである。

第二に、91年4月以降、05年6月までに7次の憲法改正がなされている。改正の方式は、もとの憲法をそのままにして、新たに条文をつけ加えていく「増修」という形式をとっている。アメリカ憲法の改正方式を踏襲している。既述したように、現行憲法は、大陸で作成されたものをそのまま台湾にもち込んだために、現実と合わない条項がいくつも生じてきた。たとえば、憲法は立法院 (国会) 議員として、モンゴル代表者やチベット代表者に一定の人数を割当てているが、これらの地域から代表者が選出されてくるはずがない。そこで91年4月、第1次憲法増修 (全10か条) がおこなわれ、いわゆる万年議員が排除されるなどの増修がほどこされた。

また、92年4月の第2次増修 (全8か条) では総統の直接選挙などの、94年7月の第3次増修 (全10か条) では国民大会の権限縮小などの、97年7月の第4次増修 (全11か条) において総統の権限強化、台湾省の廃止などの、99年9月の第5次増修 (全10か条) では国民大会、立法院の任期延長のためなどの (ただし、この増修については00年3月の大法官会議で違憲・無効が宣告された)、00年5月の第6次増修 (全11か条) で国民大会を非常設機関にするためなどの、そして05年6月の第7次増修 (全11か条) で国民大会を廃止し、憲法改正は国民投票で決定するなどの増修がそれぞれおこなわれた。

上記の増修を通じて顕著なことは、国民大会の凋落である。国民大会は当初、常設機関として、総統および副総統の選挙・罷免、憲法改正など大きな権限を有していたが、第7次増修により、廃止されるにいたった。

なお、このような台湾人のみによる中華民国憲法の改正は、改正権力の同一性を有しないので、無効であるとの憲法解釈も存在する（許慶雄「台湾憲法体制の諸問題」国際比較憲法会議編『人権の理想と現実』政光プリプラン、1997年参照）。

第三に、共産党政権との差別化を意識している。91年の改正で台湾を自由地区、中国本土を大陸地区と分け、台湾人民がより多くの自由を満喫できることを示唆している。事実、中華民国のホームページには、「西暦2000年、華人の歴史において初めての政権の民主的移行が実現して以来、台湾の活発な民主主義と市民社会への平和的発展は、世界中から喝采を浴びてきた」と自賛している。

陳水扁は、総統在任時、47年憲法を全面的に改め、台湾独自の新憲法を作成する意向を表明したが、中国は、これが台湾独立につながるのではないかと、05年3月、「反国家分裂法」を採択し、強く牽制した。

## (2) 国家形態・基本的指針

総統を国家元首とする共和制である。行政院（内閣）と立法院（国会）との関係において独特のシステムを構築している。

憲法第13章の表題を「基本国策」とし、1節「国防」（137～140条）、2節「外交」（141条）、3節「国民経済」（142～151条）、4節「社会安全」（152～157条）、5節「教育文化」（158～167条）および6節「辺境地区」（168～169条）に分節されている。

このうち「国民経済」以下の節は、7次増修の10条（13項よりなる）にまとめられている。同条には、国家のなすべきことが以下のごとく明示されている。  
 ①科学技術の発展・奨励、国際間の経済協力の強化、②環境および生態系の重視、③中小企業の保護、④公営金融機関の管理、⑤国民皆保険の推進、近代的・伝統的医療の研究開発促進、⑥女性の人格と尊厳の擁護、性差別の撤廃、⑦心身障害者の支援、バリアフリー環境の整備、⑧社会福祉事業の重視、予算の優先的配分、⑨軍人の尊重、退役軍人の保護、⑩国民教育関連予算への優先的配分、⑪多元的文化、とりわけ原住民文化の擁護、⑫原住民族の社会福祉促進、⑬在外居留民の政治参加保障。

## 一八一 (3) 統治機構

今日の統治機構の基本は、47年憲法を基礎にして、7次憲法増修条文で補われている。中央の統治機構として、総統、行政院、立法院、司法院、考試院および監察院があげられる。

まず総統は、直接選挙により、4年を任期として選出される。総統は、国家元

首として、対外的に国家を代表する。また陸海空軍の統率、条約の締結、宣戦、講和、国家的重大事における国家緊急命令の発布(行政院會議の議を経る必要)、戒厳令の発布(立法院の承認を必要)、行政院院長の任命、立法院の解散などの権限を有する。

總統の罷免は、立法委員總数の4分の1以上の提議により、立法委員總数の3分の2以上の同意を得て、有権者の判断にゆだねられる。有権者總数の過半数が投票し、その有効投票總数の過半数が罷免に同意すれば、總統は罷免される。また立法院によって弾劾され、その場合は司法院大法官(最高裁判所裁判官)會議の審理に付され、憲法法院の判決で弾劾の事由ありと認められたときには、總統は即時、解任される。

なお總統が欠けたときには、副總統がその職を代行する。副總統の選出、任期、罷免、および弾劾方法は總統とおなじである。

行政院は、国家の最高行政機関である。行政院院長は、總統により任命される。行政院は、憲法上の規定により、立法院に対して責任を負う。行政院は、立法院の議決した法律案、予算案および条約案について、執行することが困難と認めた場合には、總統の許可を経て、当該議決が行政院に送付されてから10日以内に立法院に対して再審議を求めることができる。立法院は、行政院から再審議を求められた議案に対し、15日以内に議決しなければならない。立法院で当該期間内に再審議をしないときには、立法院の原議決は失効する。再審議において、立法委員總数の2分の1以上が原案の維持を議決したときは、行政院院長はただちに同案を受諾しなければならない。

立法院は、立法委員總数の3分の1以上の連署により、行政院院長に対する不信任案を提出することができる。不信任案が提出されてから72時間を経て48時間以内に記名投票により採決されなければならない。不信任案が立法委員總数の2分の1以上の賛成を得たときには、行政院院長は、10日以内に辞職を提出しなければならないが、同時に總統に対して立法院の解散を要請することができる。不信任案が可決されなかった場合は、その後1年間、同一行政院院長に不信任案を提出することができない。

このような總統、行政院および立法院の関係を、大統領制、議院内閣制、準(半)大統領制のいずれに分類すべきだろうか。總統は、国民の直接選挙によって選出され、執政権者として十分な権限を有しており、立法院に対して責任を負わない。その関係に着目すれば、大統領制である。しかし、最高の行政機関の長たる

行政院院長は、立法院の不信任の対象となっており、行政院院長と立法院の関係に着目すれば、議院内閣制といえる。その意味で、フランスの準(半)大統領制の範疇に入れた方がわかりやすい。しかしながら、フランスと違って、総統は国民投票により罷免され得る。それゆえ、中華民国の政治形態は準(半)大統領制の変種とみることができる。

立法院は、国家の最高立法機関であって、国民が選挙した立法委員をもって組織し、国民を代表して立法権を行使する。立法院は、113人の立法委員からなる1院制である。113人のうち73人は直轄市(台北市と高雄市)、県および市から小選挙区制によって選出される。また6人は平地原住民(3人)および山地原住民(3人)に割り当てられ、そして34人が比例代表および海外僑胞によって選ばれる。比例代表は、政党名簿にもとづき投票がおこなわれ、政党が議席を獲得するには5%以上の得票が必要である。各政党の当選名簿において、女性の比率は2分の1以下になってはならないとされている。

司法院は、国家の最高司法機関であって、民事、刑事および行政の訴訟の審判ならびに公務員の懲戒を掌理する。司法院はまた、憲法を解釈し、かつ法律および命令の解釈を統一する権限を有する。司法院には、2003年以来、大法官15人がおかれ、総統の指名により立法院の同意を得て、総統によって任命される。任期は8年で、再任は許されない。司法院大法官は、憲法法院を組織し、正副総統の罷免および政党の違憲による解散案件を審理する。政党の目的または行為が、中華民国の存在または自由民主の憲政秩序に危害を加えた場合は違憲とみなされる。

考試院は、国家の最高の試験査定機関であり、①試験査定、②公務員の選考・保障・救済・退職、③公務員の任免・成績査定・俸給・昇進異動・褒賞に関する法制事項をつかさどる。考試院は、院長、副院長のほか19人の考試委員により組織される。任期は6年で、総統の指名により立法院の同意を得て、総統によって任命される。

監察院は、国家の最高監察機関であり、弾劾、糾弾および会計監査の権限を行使する。院長、副院長のほか29人によって組織される。総統の指名により立法院の同意を得て、総統によって任命される。

#### (4) 基本的権利・義務

憲法第2章は、「国民の権利および義務」として、18か条を割いている。平等の原則、身体的自由、精神的自由(言論・教授・著作・出版、通信、信教、集会・

結社)、社会権(生存権・勤労権)、参政権(選挙、罷免、発案、表決)などカテゴリーは豊富といえる。これらの自由および権利は、他人の自由の妨害を防止し、緊急の危難を回避し、社会の秩序を維持し、または公共の利益を増進するために必要な場合には、法律で制約され得る。

実際、48年5月に公布された『中華民国憲法動員戡亂時期臨時条項』において、91年5月に同法が廃止されるまで、総統に全権力が集中し、基本的権利が厳しく制限されていた。『臨時条項』廃止後は、国際的にも完全に「自由国家」の一員として扱われている。

#### (5) 憲法改正

憲法の改正は、立法院において立法委員総数の4分の1以上の提議により、4分の3以上の出席を得て、出席した委員の4分の3以上の議決により国民投票にゆだねられる。国民投票の告示があつてから半年後に国民投票が実施され、有権者総数の過半数の賛成があれば、憲法改正が成立する。

#### (6) 国防・平和条項

憲法第13章1節「国防」(137-140条)、同2節「外交」(141条)で基本的指針が定められている。「中華民国の国防は、国家の安全を防衛し、世界の平和を維持することを目的とする」(137条)、「全国の陸海空軍は、個人、地域および党派関係を超越し、国家に忠誠を尽くし、国民を愛護しなければならない」(138条)、「いかなる党派および個人も、武力を政争の具とすることはできない」(139条)、「現役の軍人は、文官を兼任することはできない」(140条)。ここに、党派関係の超越が強調されているのは、憲法制定当時、国民党と共産党との関係がいまだ清算されていなかったことに起因するものであろう。

外交に関しては、「中華民国の外交は、独立自由の精神および平等互惠の原則にもとづき、国交を良好にし、条約および国際連合憲章を尊重し、もって国外在留民の権益を保護し、国際協力を促進し、国際正義を提唱し、世界の平和を確保するものとする」(141条)の規定を設けている。設立したばかりの国際連合憲章の尊重を憲法に取り入れている点が注目される。

#### (7) その他

行政区分が改編され、7次増修条文では、省と県についての規定がおかれている。すなわち省(現在は台湾省と福建省のみ)には、9人の委員からなる省政府が設置され、行政院院長が総統に任命を要請する。県には県議会、県政府がおかれ、省が行政院の命を受け、県の自治事項を監督する。

## 5 現況と課題

08年1月、小選挙区比例代表並立制を初めて導入した立法院選挙が実施され、国民党が81議席を獲得、27議席しか得ることができなかった民進党に圧勝した。また同年3月におこなわれた総統選挙で、国民党の馬英九が民進党の謝長廷を約220万票の大差で破った。

馬は、当選後、「三つのノー」(統一しない、独立しない、武力により兩岸問題を処理しない)を表明する一方で、「三通政策」(通商、通航、通便)を推進している。09年12月には、中国とのあいだで中台経済枠組み協定(ECFA)の締結推進で合意し、中国経済との統合に向けた動きが本格化しつつある。これに対して、台湾が中国の経済圏のみならず政治的にも飲み込まれてしまい、自主独立を危うくするものとして、独立志向派の勢力も根強く、対中国政策が最大の課題となっている。

現在、台湾と外交関係を結んでいる諸国は、23か国である(大洋州6か国、欧米バチカンの1か国、中南米・カリブ海12か国、アフリカ4か国)。国際社会のなかで台湾がどのような進路をとっていくのか、注目される。



## 大韓民国 (Republic of Korea)

面積	100	国民総所得	605.331
人口	48.0	一人当たり国民総所得	12,634
独立年月	1948年8月15日	人開開発指数	0.888 (28位)
憲法の制定年月	1987年10月29日公布、 1988年2月25日施行	政治的権利度	1
憲法の構成	前文130か条附則6か条	市民的自由度	2

### 1 略 史

1945年8月の日本降伏後、朝鮮半島は南北に分断され、北部朝鮮はソ連軍に、また南部朝鮮はアメリカ軍によってそれぞれ管理された。その後、南北統一の憲法案などが検討されたが、実現されるにいたらず、48年5月、南部においてのみ国際連合監視のもとで総選挙が実施された。こうして南部朝鮮において大韓民国国民議会が発足し、同年7月、大韓民国憲法が公布・施行された。8月には大韓民国が成立した。

一方、同年9月、北部には朝鮮民主主義人民共和国が樹立された。こうして朝鮮半島に二つの政府が存在するという事態になったが、48年12月、国際連合第3回総会は、大韓民国政府を「朝鮮における唯一の合法政府」であることを確認した。このような動きのなかで、50年6月、朝鮮戦争が勃発し(53年7月、休戦協定締結)、南北朝鮮の亀裂が決定的となった。

その後、南北の対立状態が続いたが、00年6月、金大中・大韓民国大統領と金正日・朝鮮民主主義人民共和国国防委員長による史上初めての南北首脳会談が実現した。03年2月に誕生した盧武鉉大統領も、「平和繁栄政策」を掲げて南北関係を推進させる政策を実施し、07年10月には二度目の南北首脳会談がおこなわれた。

その間、04年2月には、日帝強占下(親日)反民族行為真相糾明に関する特別法が、また05年12月、親日反民族行為者財産の国家帰属に関する特別法が制定された。

08年2月に就任した李明博大統領は、「相互共栄政策」を掲げ、北朝鮮に対して核の放棄を強く求めるなどの態度に出たため、北朝鮮は強く反発している。

## 2 過去の憲法

① 『大韓民国憲法』(1948年7月12日制定、同月17日公布・施行、前文103か条) 第1共和国憲法(「制憲憲法」あるいは「建国憲法」とも)と称される。「大韓民国は、民主共和国である」(1条)、「大韓民国の主権は国民に属し、すべての権力は国民から発する」(2条)、「大韓民国の領土は、韓半島およびその付属島嶼とする」(4条)などの規定が1章の「総則」におかれている(これらの規定は、その後の憲法に変更されることなく踏襲されている)。また教育を受ける権利、労働基本権の保障、高齢者の保護など社会権をも取り込んだ権利条項が設定されている。国会は1院制で、国会によって選出される大統領が政府の首長であり、対外的に国家を代表する。大統領は、国会の承認を得て国務総理(首相)を任命する。大統領、国務総理および国務委員(大臣)からなる国務会議が設置されているが、大統領および国務会議は国会に対して責任を負わず、国会は質疑をすることができるものの不信任を提出することはできない。

② 第1次憲法改正(1952年7月4日) 与野党の政治的対立が激しくなり、政府が国会議員を国会議事堂に強制連行して改正審議がおこなわれるという異常事態のなかで、憲法改正が断行された。与野党の改正案を抜粋・折衷したという意味で、「抜粋改憲」ともよばれている。(i)大統領および副大統領の直接選挙、(ii)2院制の設置、(iii)国会の国務委員に対する不信任制などを主内容とする。この「抜粋改憲」については、国会議員を軟禁し、自由な討論なしでおこなわれたという面から、その正当性に大きな疑問が投げかけられた。

③ 第2次憲法改正(1954年11月29日) 54年11月27日、与党提出の憲法改正案は、在籍議員203人中、賛成135票、反対60票、棄権7票で憲法改正に必要な3分の2の136票に1票足りなかった。しかし与党は翌々29日、四捨五入理論(203票の3分の2は135.33となり、135票で成立)を持ち出して、野党議員が全員退場するなか、憲法改正を有効と宣した。いわゆる「四捨五入改憲」といわれている。おもな内容は、(i)主権の制限および領土変更に対する国民投票の実施、(ii)国務総理職の廃止と国務委員に対する個別的不信任制、(iii)初代大統領(李承晩)の再任制限規定の撤廃などである。この「四捨五入改憲」も、手続き的に問題であるし、また初代大統領のみに3選を認めるのは「法の下での平等」に反するという疑問が提起された。

④ 第2共和国憲法・第3次憲法改正(1960年6月15日) 李承晩の独裁的傾向が強まり、60年3月15日に実施された大統領選挙時における李の露骨な不正

行為に対して、4月19日、〈学生義挙〉(四月革命ともいわれる)が発生、李は辞任に追い込まれた。同年6月15日、以下を主内容とする憲法改正案が、賛成208票、反対3票という圧倒的多数で可決された。(i)国民の基本権保障の強化、(ii)大統領制から議院内閣制への移行、(iii)憲法裁判所の新設、(iv)複数政党制の保障と憲法裁判所による政党の違憲判断など。このように、大統領制から議院内閣制への転換などの基本的変更は、憲法改正というよりも、新憲法の制定という側面の方が強いといえる。

⑤ 第4次憲法改正(60年11月29日) 上記不正選挙の関連者に対する処罰が軽すぎるとして、学生らが国会議事堂を一時的に占拠するという事態が生じた。これに関連して、不正選挙関連者の公民権制限、および60年4月16日以前にその地位または権力を利用して不正な蓄財をした者に対し、遡及して処罰できるような特別立法を定めるための憲法改正がなされた。不正選挙処罰改憲といわれている。この憲法改正については、遡及処罰立法を可能にした点、参政権および財産権を制限した点で、憲法違反だという見方もある。

⑥ 第3共和国憲法・第5次憲法改正(1962年12月17日国民投票採択、同年12月26日公布、1963年12月27日施行) 61年5月16日、朴正熙少将を中心とする若手軍人がクーデタを敢行、三権を掌握した。かれらは国家再建最高会議を組織し、同会議で憲法案を作成、同年12月17日、前文と121か条附則9か条からなる憲法案を国民投票に付し、60%以上の承認を得て、第3共和国憲法が成立した。おもな内容は、以下の通り。(i)「国民の権利および義務」(第2章)の冒頭にドイツ基本法に範をとり「すべて国民は、人間としての尊厳および価値を有するものであり、国は、国民の基本的人権を最大限に保障する義務を負う」(8条)との規定をおく、(ii)フランス型の準(半)大統領制を採択する、(iii)国会を1院制に戻す、(iv)憲法裁判所を廃止する、(v)憲法改正に国民投票制を導入するなど。この朴の軍事クーデタによる改憲については、憲法の中断あるいは破棄とみるべきとの見解がある。

⑦ 第6次憲法改正(1969年10月21日) 63年10月に大統領に就任した朴正熙の3選を可能にするための改正を主内容とするもの。69年10月17日に実施された国民投票で有効投票の65%の賛成を得て、同月21日に公布された。同改正では、ほかに大統領に対する国会の弾劾手続きを厳しくするなど、朴政権の長期執権を促す内容も盛り込まれている。朴大統領は、71年12月、「国家保衛に関する特別措置法」を制定し、大統領が憲法を超越して国家緊急権を行使できるよ

うな措置を講じた。

⑧ 第4共和国憲法・第7次憲法改正(1972年11月21日国民投票採択、同年12月24日公布、同年12月27日施行) 72年10月、朴大統領は全国に非常威厳事態を宣告、国会を解散し、政党活動を禁止し、憲法の一部効力を停止した。そして非常国务会議を立ち上げ、同会議が憲法の機能を遂行した。72年11月21日、同会議で作成した憲法案を国民投票に付し、投票の91.5% (総有権者の84%) の承認により、前文と128か条附則11か条からなる第4共和国憲法(「維新憲法」)が公布された。おもな内容は、以下のようである。(i)「祖国の平和的統一を推進するための国民の総意による国民的組織体として、祖国統一の神聖な使命をおびた国民の主権的受任機関たる」統一主体国民会議を新設する、(ii)大統領の地位と権限を強化して大統領に国会議員の3分の1の推薦権などを与える、(iii)国政監査権を廃止して国会の権限を縮小する、(iv)憲法委員会を新設し、違憲審査権と政党の解散権を付与するなど。朴は、75年5月、「国家の安全と公共秩序の守護のための大統領緊急措置」を発し、大韓民国憲法を否定・中傷するだけでなくその改正または廃止を主張・宣伝する行為をも禁止した。他方で「平和統一外交政策に関する特別宣言」を発表して、北朝鮮政策の転換をはかった。このような憲法改正については、憲法の改正の限界を超えるものあるいは正当性の根拠を失っているとの見方がなされている。

⑨ 第5共和国憲法・第8次憲法改正(1980年10月22日国民投票採択、同年10月27日公布・施行) 79年10月26日、朴大統領が現職の中央情報部長によって暗殺された。国内が混乱するなかで全斗煥将軍が軍事クーデタを敢行し、みずから新しく設置された国家保衛非常対策委員会委員長に就任、その後、統一主体国民会議で大統領に選出された。この全の行動に対し、学生らは激しく抵抗した。80年5月には光州事件が勃発、多数の死傷者が出た(「5.18光州民主化運動」とよばれている)。全は反対勢力に対して厳しい抑圧でこれに応えた。それと同時に、政府内に憲法改正審議委員会を発足させ、同委員会で改正案が作成された。同改正案(前文と131か条附則10か条からなる)は、80年10月22日に実施された国民投票で投票総数の91.6%の支持を得て、同月27日に公布・施行された。おもな内容は、次のようである。(i)権利条項として幸福追求権を新設したほか、環境権、プライバシー(私生活の保護と自由)などの新しい人権を導入する、(ii)統一主体国民会議を廃止し、大統領の選挙母体として大統領選挙人団を新設する、(iii)大統領の任期を7年とし1期にかぎる、(iv)国会に国政調査権を付与するな

ど。

以上、韓国では第1次～第8次改正とされているが、第3次(第2共和国)、第5次(第3共和国)、第7次(第4共和国)および第8次(第5共和国)の改正は、一部改正ではなく、全面的改正あるいは新憲法の制定といえるものである。

### 3 現行憲法の成立経緯とその後の改正動向

87年6月29日、与党の総裁で次期大統領候補・盧泰愚が、大統領の直接選挙のための憲法改正、基本的人権の拡大・強化などを内容とする「時局收拾8条項」(6.29民主化宣言)を提言したのを契機に、憲法改正の動きが早まり、韓国憲政史上はじめて与野党合意による憲法改正が成立した。同憲法改正案については、同年10月27日、国民投票が実施され、93.1%という圧倒的多数の承認を得て、2日後の29日、『大韓民国憲法』(前文と130か条、附則6か条)が大統領によって公布された(施行は、翌88年2月25日)。

この憲法改正について、大韓民国・海外公報館発行(1987年10月29日づけ)の解説書『大韓民国憲法』は、次のように自賛している。「これまでの憲政史を反省するとともに、われわれの国民の創意と勤勉を通じて実現させた経済成長と、これを基にして着実に蓄積されてきた民主力量を発揮して、各界各層の多様な政治的意思を幅広く受容したものである。」

現行憲法は、施行後、一度も改正されていない。

### 4 現行憲法の概要

#### (1) 主要な特色

上記の政府による解説書『大韓民国憲法』は、次の9点を憲法の特長としてあげている。

①大統領制政府形態の選択 基本的には大統領制をとるが、議院内閣制の要素も取り入れている。

②大統領直選制と長期執権の防止 大統領の選挙を15年ぶりに直接選挙制に改め、任期を5年の一限りとした。本改正憲法のコア部分とされる。

③権力の分散および相互牽制と均衡の維持 大統領の国会解散権と非常措置権を削除する一方で、国会の権限を強化し、政府と国会間の権力均衡がはかられた。

④基本的人権の最大限の保障 基本的人権にかかわる条項が大幅に補充さ

れ、その実効性を保障するために憲法訴願制度の導入などがなされた。

⑤国会の権限強化と機能の活性化 国会に国政監査権を復活させ、國務総理や國務委員に対する解任決議権を認め、行政府に対する批判監視機能を活性化させた。

⑥司法府の独立および憲法守護機能の強化 法官(裁判官)は、弾劾または禁錮以上の刑の宣告によらない限り罷免されないとして、その身分の保障をはかり、また憲法裁判所を新設して憲法の守護機能を強化した。

⑦国家の社会福祉増進義務の拡大・強化を通じて、福祉国家の実現をはかる。社会権規定を大幅に強化し、社会的弱者(女性・高齢者・身体障害者など)に対する規定を厚く配置した。

⑧国家の安全保障と政局の安定をはかる制度的措置の保障 戦時・事変などの国家的危機に適切に対処するための制度的措置がもり込まれている。それと同時に濫用防止のための歯止め措置も講じられている。

⑨経済的自由と公共福利を調和させた経済秩序の確立 伝統的な自由主義的市場経済の原理を維持させながらも、その欠陥を克服するために、公共の福利実現に必要な規制と調整を実行し、経済的秩序の確立をめざす。

それぞれについて、以下の該当項目でやや詳しく論述する。

## (2) 国家形態・基本的指針

大統領を国家元首とし、また政府の首長とする共和制をとる。

基本的指針として、次の4点を指摘することができよう。第一に、前文で「悠久なる歴史と伝統に輝くわが大韓民国は、……祖国の民主改革と平和的統一の使命に立脚して、正義、人道および同胞愛をもって、民族の団結を強固にし、自律と調和をもとに自由民主的基本秩序をいっそう確固たるものにし、……われらとわれらの子孫の安全と自由と幸福を永遠に確保することを誓(う)」とあり、また9条で「国家は、伝統文化の継承・発展と民族文化の暢達ちようたつに努めなければならない」と具体的な規定がおかれているように、民族・同胞のアイデンティティが強調されている。伝統文化や民族文化として、儒教文化や仏教文化などが想定されている。なお、この「悠久なる歴史と伝統に輝くわが大韓民国」なる表現は、48年一七の「制憲憲法」以来のものであり、伝統文化・民族文化の継承・発展は、80年の第5共和国憲法に導入された規定を継承している。

第二に、国家の基本目標を韓半島の平和的統一においている。憲法前文は、大韓国民が「祖国の民主革命と平和的統一の使命」に立脚することを誓い、4条

で「大韓民国は、統一を指向し、自由民主的基本秩序に立脚した平和的統一政策を樹立し、これを推進する」ことが明示されている。また大統領に対して「祖国統一」のための誠実な義務を課し(66条3項)、大統領が就任の際におこなう宣誓のなかにも「祖国の平和的統一」のために職責を誠実に履行することが記されている(69条)。さらに平和統一政策の樹立のために大統領の諮問に応じる機関として、民主平和統一諮問会議が設置されている(92条)。ここに「自由民主的基本秩序に立脚」することが大前提であり、北朝鮮側との違いを際立たせている。

第三に、憲法全体を貫く最高価値として、「自由民主的基本秩序」を指定している。上記の前文および4条に加えて、政党の存立条件に「民主的基本秩序」があげられ、政党の目的または活動が「民主的基本秩序」に違反するときは、憲法裁判所によって、解散を命じられ得る(8条—政党の解散規定は、60年6月の第3次改正で挿入された)。基本的人権や統治機構の運用も、「自由民主的基本秩序」が意識されている。ドイツ基本法の影響を受けたものである。

第四に、経済秩序の基本的指針として、資本主義の進展を尊重しつつ、その調整をはかるための諸規定が配されている。すなわち119条1項では、「大韓民国の経済秩序は、個人と企業の経済上の自由と創意を尊重することを基本とする」と定め、資本主義経済の原則に重きをおくことを基本理念としている。その一方で、同条2項では、「国家は、均衡ある国民経済の成長および安全と、適正な所得の分配を維持し、市場の支配と経済力の濫用を防止するとともに、経済主体間の調和を通じた経済の民主化のため、経済に関する規制と調整をおこなうことができる」と明記し、市場経済主義の欠陥を補正するための規定がほどこされている。より具体的に、資源の保護と国家による均衡のとれた開発(120条)、農地の小作制度の禁止(121条)、国土の効率的かつ均衡のとれた利用・開発・保全(122条)、農漁業の支援・地域経済の育成・中小企業の保護(123条)、消費者保護運動の保障(124条)、対外貿易の育成・規制・調整(125条)、私営企業の統制・管理の禁止(126条)、科学技術の開発(127条)などの条項が配されている。

### (3) 統治機構

大統領は、国家元首であり、外国に対して国家を代表するとともに、政府の首長でもある。行政権は、大統領を首長とする政府に属する(66条1項、2項)。大統領は、国家の独立、領土の保全、国家の持続性と憲法を守護する責務をにない、祖国の平和的統一のための誠実な義務を負う(66条2項、4項)。大統領に

は、国軍の統帥 (74 条)、条約の締結・批准、宣戦布告・講和 (73 条)、国家の安全保障と公共の安寧秩序維持のための緊急命令 (76 条)、戒厳の宣布 (77 条)、国家の安危にかかわる重要政策に関する国民投票への付託 (72 条)、公務員の任免 (78 条) など大きな権限が付与されている。

大統領は、国民の直接選挙によって選出される。大統領候補が一人の場合は、得票数が投票総数の 3 分の 1 以上でないかぎり、大統領に選出されない (67 条、70 条)。ちなみに現行憲法施行以来の大統領当選者の得票率は、盧泰愚 (36.6%)、金泳三 (42.0%)、金大中 (40.3%)、盧武鉉 (48.9%)、李明博 (48.7%) である。任期は 5 年で、再任は許されない (70 条)。大統領の任期を 1 期限りにしたのは、長期執権による独裁制を封じるためである。5 年という限定された期間では十分な政策を遂行できないということで、盧武鉉大統領時代、任期を 4 年にして 2 期まで在任を可能とする改正案が検討されたが、提案されることはなかった。

大統領の補佐機関として、國務會議が設置される。國務會議は、大統領、國務總理 (首相) および國務委員 (國務大臣) で組織される (67 条 2 項、68 条 2 項)。國務總理は、国会の同意を得て、大統領により任命される。國務委員は、國務總理の提請にもとづき、大統領によって任命される (86 条 1 項、87 条 1 項)。このように國務總理の任命に際しては、国会の同意を得なければならないことから、大統領と国会の多数党とが違った政党である場合に、国会の同意が得られない可能性がある。現実には國務總理が国会の同意が得られなかったために、國務總理代行がおかれたことがあった。

国会は、在籍議員の 3 分の 1 以上の発議にもとづき、在籍議員の過半数の賛成により、國務總理または國務委員の解任を大統領に建議することができる (63 条)。大統領制を基本としつつ、議院内閣制的要素を取り入れている点に一つの特色がある。もっとも、この建議には法的拘束力はなく、大統領に対する政治的圧力としての効果をとまなうにすぎない。この点は、国会で首相の問責決議を議決したときに、首相が大統領に政府の辞表を提出しなければならないフランスとは異なる。

一六九 国会は 1 院制で、その任期は 4 年である。憲法上、国会議員の定数は 200 人以上と定められているが (41 条 2 項)、現実には 299 人 (うち 243 人が小選挙区制、56 人が比例代表制) からなる。立法権のほか、先述したように、国政調査権・国政監査権、國務總理および國務委員に対する解任建議権、大統領・國務總理・國務委員・行政各部の長・憲法裁判所裁判官などに対する弾劾訴追権などを有す



る。

法院（裁判所）は、最高の法院たる最高法院（最高裁判所）と各級法院（高等法院、特許法院、地方法院、家庭法院、行政法院）がおかれ（101条1項、法院組織法3条1項）、その独立が保障されている（103条）。また特別法院として軍事法院が設けられている（110条）。

憲法保障機関として、憲法裁判所が設置された。同裁判所は、各法院からの提請にもとづく法律の合憲性審査、弾劾裁判、政党の解散、国家機関相互間の権限争議、憲法訴願（公権力により国民の権利が侵害された場合に、国民がその救済を求める）に関する審査の権限を有する（111条1項）。弁護士資格を有する9人の裁判官からなり（3人は国会選出、3人は最高裁判所長官の指名、3人は大統領の任命）、任期は6年で、再任は可能である（111条3項、112条1項）。ここに弁護士資格を有する者に限定していることについて、広い視野から憲法問題を判断できないのではないかという問題点が指摘されている。憲法裁判所の設置は、ドイツにならったものであるが、韓国の場合、具体的違憲審査機能を行使するという点で、ドイツの憲法裁判所とは違う。

憲法裁判所は、法律の合憲審査をおこない、法律の下位規範、すなわち命令・規則・処分<sup>16</sup>の合憲審査または合法審査は、大法院がおこなう（107条）。

近年では、盧武鉉大統領の弾劾をめぐる憲法裁判所の判断が注目された。すなわち、04年3月、第一野党のハンナラ党と第二野党の民主党が、盧武鉉大統領の弾劾訴追を決定した。①大統領の特定政党に対する支持発言は公務員の中立義務に反すること、②中央選挙管理委員会が大統領の選挙法違反の決定をしたことについて、大統領が選挙法を「官権選挙時代の遺物」と発言したのは大統領の憲法・法律の遵守義務に反すること、③大統領が再信任のための国民投票を提案したのは違憲の行為であること、を理由とするものであった。これに対して、憲法裁判所は、同年5月、大統領の行為はそれぞれ「弾劾事由」に相当し、憲法違反ではあるが、「罷免に相当するほど重大な事由には当たらない」として、棄却の判定を<sup>16</sup>く<sup>18</sup>だした。

憲法裁判所により憲法違反とされた事例として、姓と祖先の出身地を同じくする者同士の結婚が禁止されていた同姓同本禁婚法の違憲判断（97年7月16日）、首都ソウルの移転を特別法で定めたことが憲法改正手続きによらなかったことを理由とする違憲判断（04年12月21日）などが著名である。

なお、88年9月に憲法裁判所が始動してから、06年8月末までに同裁判所は

538 件の違憲審査申し立てを受理し、違憲 110 件、憲法不合法致 38 件、限定違憲 15 件、限定合憲 15 件、合憲 212 件、却下 29 件の判断がくだされたという。

この憲法裁判所の健全な運営の成否が、現行憲法そのものの成否を左右するものと思われる。

#### (4) 基本的権利・義務

第 2 章「国民の権利および義務」には、30 か条にわたり、かなり詳細な規定が配されている。冒頭には「すべて国民は、人間としての尊厳と価値を有し、幸福を追求する権利を有する。国家は、個人の有する不可侵の基本的な人権を確認するとともに、これを保障する義務を負う」(10 条)との規定がおかれている。「人間としての尊厳」についてはドイツ基本法 1 条を、また「幸福追求権」については日本国憲法 13 条を想起させる(「幸福追求権」は古く 1776 年の米バージニア権利章典および同年の米独立宣言に淵源する)。

10 条の「人間としての尊厳」との関連で、憲法裁判所においてごく最近くだされた死刑の合憲判決が目される。すなわち 10 年 2 月 25 日、憲法裁判所は、合憲 5 人、違憲 4 人というきわどい差で死刑を合憲と判示した。同裁判所では、96 年 11 月 28 日の判決で、死刑の合憲性について、以下のように判示した。「生命権は、基本権のなかで最も重要なものであり、原則的に絶対的な基本権として法律留保の対象とならないが、現実的側面で見るときに生命権も法律留保の対象とならざるを得ない。すなわち、人間の生命に対しては安易に社会科学的あるいは法的な評価が下されてはならないが、それが憲法上の基本権として問われるときは、それ自体としてすべての規範を超越し、永久に妥当な権利として存在するものではない。現実的な側面において見るとき、正当な理由なしに他人の生命を否定したり、それに劣らない重大な公共の利益を侵害した場合に、国の法律は、その中で他人の生命や公共の利益を優先し、保護すべきであるかについての規準を提示せざるを得ず、こうした場合には、たとえ生命が理念的に絶対的な価値を有するものであっても、生命に対する法的評価が例外的に許容されるべきであるから、生命権もやはり、憲法第 37 条第 2 項(「国民の自由および権利の)制限が自由および権利の本質的な内容を侵害してはならない。」—引用者注)による一般的法律留保の対象となる」(韓国憲法裁判所編『韓国憲法裁判所 10 年史』信山社、2000 年、388 頁)。この判決は、7 人の多数意見によるものである。上記 10 年 2 月 25 日の憲法裁判所の多数判決は、基本的にこの考え方を踏襲し、死刑には犯罪抑止の効果が認められ、極悪犯罪に限定されるかぎり、生命権の限界を逸脱して

おらず、人間の尊厳と価値を保障した憲法 10 条に違反しないと判断した。5 人の合憲派の裁判官のうち、2 人は死刑の対象犯罪を縮小するなどして、刑罰条項を再検討し、段階的に制度の改善をはかるのが望ましいとの補足意見を述べた。国会では、現在、死刑廃止論議がなされており、この判決の効果がどのような政治判断を導くかが注目される。なお韓国では、98 年以降、死刑は執行されていない。

11 条以下で、法の下での平等、精神的自由、経済的自由、身体的自由、社会権、参政権、国務請求権などのカタログが示されているが、とくに注目されるのは、身体的自由に独自の規定が配されていることと社会権の豊富さである。すなわち、身体的自由については、刑事被疑者または拘禁された者が不起訴処分を受けた場合に国家に対して正当な補償を請求することができ(28 条—日本の場合は抑留・拘禁された者が無罪の裁判を受けたときに限る)、また他人の犯罪行為により生命または身体に被害を受けたときに国家から救助を受けることができる(30 条)。さらに遡及立法によって参政権を制限されたり、財産権を剥奪されることはなく、自己の行為ではない親族の行為により不利益な処遇を受けることはない(13 条 2 項、3 項)。

社会権については、すべての国民に対し人間としてふさわしい生活を営む権利を保障し、国家に対し社会保障・社会福祉の増進、とりわけ女性・老人・青少年・身体障害等の事由による生活能力喪失者の福祉・向上への努力義務を課し(34 条)、生涯教育の振興(31 条 5 項)、母性の保護のための努力をも義務づけている。また国民に健康かつ快適な環境のもとで生活を営む権利を保障し、国家と国民の双方に対し環境保全のために努力しなければならないこと(35 条)、国家は国民が快適な住居生活を営み得るように努力しなければならないという規定もある(35 条 3 項)。もっとも、これらは国家に対する努力義務であって、現実にとりほど実現するかは国家の政策に左右される。

憲法はまた、「国民の自由と権利は、憲法に列挙されていないという理由で軽視されることはない」(37 条 1 項)と定めて、憲法に列挙されているのは、あくまで基本的な自由と権利であるとの立場を明確にしている。

自由と権利の制約として、「国家の安全保障、秩序維持または公共の福利のために必要な場合に限り、法律により制約が可能」と記されているが、その場合でも、「自由と権利の本質的内容を侵害することはできない」(37 条 2 項)。なお、言論・出版の自由については、「他人の名誉・権利または公衆道徳・社会倫理を侵害してはならない」(21 条 4 項)と特記されている。

国民の義務としては、納税 (38)、国防 (39 条 1 項)、兵役 (39 条 2 項)、教育 (31 条 2 項)、勤労 (32 条 2 項)、環境保全の努力 (35 条 2 項) が定められている。

#### (5) 憲法改正

憲法改正案は、国会における在籍議員の過半数または大統領の発案により提出される。提出された憲法改正案は、大統領により 20 日以上、告示されなければならない。国会は、提出された憲法改正案について告示された日から 60 日以内に議決しなければならない。議決を得るには、在籍議員の 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。国会の議決後、30 日以内に国民投票に付され、国会議員選挙権者の過半数の投票と、投票した選挙権者の過半数が承認すれば、憲法改正は確定する。大統領は、ただちにこれを公布しなければならない。

なお、大統領の任期延長または再任変更のための憲法改正は、当該憲法改正時に在任している大統領に対しては効力を有しない (128-130 条)。この大統領の任期延長または再任変更にかかわる制限規定は、過去の反省にもとづくものであることは、いうまでもない。

#### (6) 国防・平和条項

前文に「対外的に恒久的な世界平和と人類共栄に貢献する」ことがうたわれ、5 条 1 項に「大韓民国は、国際平和の維持に努め、侵略的戦争を否認する」と明記されている。この両文言は、48 年の「創憲憲法」以来、踏襲されている。5 条 2 項には、「国軍は、国家の安全保障と国土防衛の神聖なる義務を遂行することを使命とし、その政治的中立は遵守される」と定められている。さらに国務総理は、現役から引退したのちでなければ、任命されないとの規定をおき、シベリアン・コントロールの徹底をはかっている。これらの規定も、過去における軍事執権の教訓から発していることは明白である。

国民には、26-30 か月の兵役の義務が課せられている。良心的兵役拒否は認められていないが、近年、身体の弱者に対して、公益勤務制度や義務警察制度などの代替役務が設けられるようになってきている。現在、総兵力は約 69 万人で、在韓米軍の約 2.5 万人と合わせて、約 110 万人の北朝鮮側と対峙している (防衛省編集『日本の防衛 平成 21 年防衛白書』35 頁)。

#### (7) その他

「選挙と国民投票の公正な管理および政党に関する事務を処理するために、選挙管理委員会を設置する」(114 条 1 項)。中央選挙管理委員会には、大統領が任命する 3 人、国会で選出する 3 人および大法院院長 (最高裁判所長官) が指名す

る3人の合計9人で組織される(同条2項)。委員の任期は、6年である(同条3項)。

## 5 現状と課題

09年5月、盧武鉉前大統領が不正資金の疑惑を受け、自宅裏山に登山中、飛び降り自殺をするというショッキングな事件が起きた。清潔を売り物にしていた大統領が、結局、歴代大統領と同様、汚職にまみれていたという点で、民主主義の未熟性を国内外に示した事例ともいえる。

現行憲法は88年2月の施行以来、すでに22年間も無改正のままである。過去の憲法と比較すれば、雲泥の差がある。それだけ、国民の支持を得てきているといえよう。

今日、大統領制にともないがちの独裁の危険性を減殺するために議院内閣制を採択すべきではないか、大統領が欠けた場合、國務総理が代行する方式(71条)よりも専任の副大統領職をおく方が合理的ではないか、大統領の任期と国会議員の任期を同一にした方が大統領のリーダーシップを発揮できるのではないか、大統領の任期を5年の一期限りとしているのは、任務に慣れるまでの期間およびレームダックの期間などを勘案すると短すぎ、任期を4年とし2期に限定する方がより現実的ではないかなどの改正意見が提起されている。

## 北朝鮮＝朝鮮民主主義人民共和国 (North Korea = Democratic People's Republic of Korea)

面積 120,538	国民総所得 14,728
人口 約2,329万人	一人当り国民総所得 617
独立年月 1948年9月9日	人間開発指数
憲法の制定年月 1998年9月5日採択	政治的権力度 7
憲法の構成 前文166か条	市民的自由度 7

\*人口は、外務省ホームページ、国民総所得および一人当たり国民総所得は、『世界の国情報 2009』（リプロ、2009年）によった。

### 1 略史

1945年8月8日、ソ連は日ソ中立条約を無視して対日宣戦布告を発し、同月20日、北部朝鮮を占領、みずからの管理下においた。北朝鮮では47年11月、第3次北朝鮮人民代表会議で31人からなる臨時憲法制定委員会が発足、翌48年9月8日には、第1次最高人民会議において、『朝鮮民主主義人民共和国憲法』が採択された。そして翌9月9日、朝鮮民主主義人民共和国が成立した。

この48年憲法の源流として、1936年5月に作成された祖国光復会（会長・金日成）の『祖国光復10大綱領』（広範な反日統一戦線の実現、日本帝国主義による統治の転覆、真正なる朝鮮人民政府の樹立など）と46年3月、臨時政府によって発表された『20か条の政綱』（日本帝国主義の支配時代に行使されたいっさいの法律や司法制度の廃止など）があるといわれている。

50年6月の朝鮮戦争、53年7月の休戦協定を経て、58年1月には金日成が権力を完全に掌握し、主体（チュチュエ）思想を掲げ、しだいに神格化されていった。74年2月には息子の金正日が後継者に指名され、金親子の絶対体制が確立した。

94年7月の金日成死去後、3年の服喪があけた97年10月、金正日が労働党総書記に就任、以来、金正日の完全な独裁体制がしかれている。

### 2 過去の憲法

① 『朝鮮民主主義人民共和国憲法』（1948年9月8日人民最高会議採択・公布、前文なし104か条） 1条で国名が「朝鮮民主主義人民共和国」であることを明記している。金日成は、同国をブルジョア民主主義国家ではなく、人民

主義国家であると位置づけた。同憲法では、実際に北朝鮮の管理下でない南側のソウル市を首都に定め(103条)、また旧日本国家および日本人または親日分子のいっさいの所有を没収して国家の所有とする(6条、12条)、親日分子には参政権を付与しない(12条)など、反日規定がおかれた。同憲法下では、土地の所有形態および生産手段として、個人所有が認められていた(5条、6条)。

② 『朝鮮民主主義人民共和国社会主義憲法』(前文なし149か条、1972年12月27日採択・公布) 1条を「朝鮮民主主義人民共和国社会主義は、全朝鮮人民の利益を代表する自主的な社会主義国家である」と定め、同国が「社会主義国家」であることと、「全朝鮮人民の利益を代表する」ことが明白に宣明された。より具体的に依拠すべき思想として、「マルクス・レーニン主義を創造的に適用した朝鮮労働党の主体(チュチェ)思想を国家の活動方針とする」(4条)、「プロレタリアート階級独裁を実施する」(10条)、南北の統一については、「北半部で社会主義の完全な勝利を達成し、全国的な範囲で外部勢力を排撃し、民主主義的基礎の上に立って、祖国を平和的に統一し、完全な民族独立のために戦う」(11条)といった規定が配されている。また国家主席を新設し、国家の首班であり、国家主権を代表し(89条)、国家のいっさいの武力を指揮・統率する(93条)など、絶大な権限を与えた。

③ 『朝鮮民主主義人民共和国社会主義憲法』(1992年4月9日採択・公布、前文なし171条) 『朝鮮民主主義人民共和国社会主義憲法』の一部改正補充という形式をとっているが、いくつかの点で重要な改正がなされている。(i)ソ連・東欧の社会主義諸国の解体・崩壊を受けて、「マルクス主義」の文言を削除した、(ii)「プロレタリア階級独裁」の語に代えて「人民民主主義独裁」の語を当てた(12条)、(iii)主体(チュチェ)思想を「人間中心の世界観であり、人民大衆の自主性を実現するための思想である」と定義づけ、国家活動の「指導的指針」とした(3条)、(iv)国家が「労働党の領導の下で活動する」ことを明記した、(v)第4章に「国防」の章をあらたに設け、「全人民武装化」「全国要塞化」「全軍幹部化」「全軍近代化」を基本的内容とする軍事路線を貫徹する(60条)ことなどが明記された。

### 3 現行憲法の成立経緯とその後の改正動向

98年7月、最高人民会議第10期代議員選挙が8年ぶりに実施され、687人の代議員が選出された。同年9月9日の建国50周年を前にして、9月5日の最高人民会議第10期第1回会議で、『朝鮮民主主義人民共和国社会主義憲法』が採択され

た。92年憲法とは形式、内容ともに大幅な改変がなされているが、92年憲法の改正憲法と位置づけられている。同憲法は、金日成の死去後に制定され、金日成に敬意を表し、「国家主席」職が廃止された。「国家主席」は、金日成のみに捧げられた永遠の称号とされたのである。

09年4月の最高人民会議第12期第1回会議で、おもに以下の改正がなされた。(i)従来の「主体(チュチュエ)思想」に加えて、「先軍思想」をも国家の「指導的指針」とした(3条)、(ii)第4章「国家機構」の第2章を「国防委員会」から「朝鮮民主主義人民共和国国防委員会委員長」(以下で国防委員会委員長という)と改題し、国防委員会委員長を「共和国の最高指導者」であるとした(100条)、(iii)文化目標を「共産主義的人間を作り上げること」から「社会主義的人間を作り上げること」に修正した(40条)など。「先軍思想」は、金正日が押し進めている先軍政治の思想的基盤であり、金正日・国防委員会委員長を金日成と同格にする狙いがあったと考えられている。共産主義の文言を削除したのは、マルクス主義を削除したのと同趣旨とされている。

#### 4 現行憲法の概要

##### (1) 主要な特色

現行憲法の最大の特異性は、あらたに設けた前文(15段からなる)を金日成の讃辞で埋め尽くしていることである。いわく「朝鮮民主主義人民共和国は、偉大な領袖・金日成同志の思想と指導を具現化している主体(チュチュエ)思想の社会主義祖国である」(1段)、「偉大な領袖・金日成同志は、朝鮮民主主義人民共和国の創始者であり、社会主義朝鮮の始祖である」(2段)、「偉大な領袖・金日成同志は、民族の太陽であり、祖国統一の救いの星である」(7段)、「偉大な領袖・金日成同志を永遠の主席として、高く奉じ、金日成同志の思想と業績を擁護固守し、継続・発展させて、主体(チュチュエ)革命の偉業を完遂させるであろう」(第14段)、「朝鮮民主主義人民共和国社会主義憲法は、偉大な領袖・金日成同志の主体的な国家建設思想と国家建設業績を法的に具現化した金日成憲法である」(15段)。こうして現行憲法を「金日成憲法」と命名しているが、自国の憲法に個人名を冠している例は、類例をみない。

第二に、同国を揺るぎなき社会主義国家にするためのさまざまな規定が配されている。同国が「全人民の政治的・思想的統一に依拠し」(10条)、「階級路線を堅持し、人民民主主義独裁を強化し、内外の敵対分子の策動から、人民主権およ



び社会主義をしっかりと保衛する」(12条)、「すべての人間を社会主義者に作りあげる」(40条)、「すべての勤労者に社会主義的文化情緒生活を心ゆくまで享受させる」(43条)、「軍隊および人民を政治思想的に武装させ」(60条)、「一人はみんなのために、みんなは一人のためにという集団主義にもとづく」(63条)、「公民の権利および自由は、社会主義制度の発展とともに、さらに拡大される」(64条)といった諸規定である。そしてそのためには、朝鮮労働党がすべての活動を領導する(11条)。

第三に、南北の統一については、同国こそが「全朝鮮人民の利益を代表する」(1条)と宣明するとともに、「北半部において人民政権を強化し、思想・技術・文化の三大革命を力強く繰り広げ、社会主義の完全な勝利をなし遂げ、自主・平和統一・民族大団結の原則にもとづいて祖国統一のために闘争する」(9条)ことをうたっている。

08年2月に就任した韓国の李明博大統領は、それまでの金大中、盧武鉉大統領と異なり、「非核・開放・3000構想」(北朝鮮が核を放棄して改革・開放政策に転ずれば、韓国は北朝鮮の一人当たり所得が10年以内に3000ドルに達するよう積極的に支援する)を発表した。このような韓国側の姿勢に北朝鮮側が強く反発し、海洋上の南北軍事境界線条項の破棄、朝鮮戦争休戦協定の失効宣言などをおこない、対立状態に入っている。

## (2) 国家形態・基本的指針

国防委員会委員長を最高指導者とする社会主義体制をとる。同国の基本的指針は、主体(チュチュエ)思想と先軍思想である。チュチュエ(主体)という語は、朝鮮ではわが国で使われる「客体」の反対語としてではなく、孟子の「惟智者為能以小事大」(弱小の者が強大な者に従い事(つか)える)の教訓として導かれる言葉としてもちいられるという。すなわち朝鮮が歴代の中国王朝に従属してきたことを「事大主義」とよび、回避すべき思想である。55年12月に金日成によって唱えられ、65年4月、インドネシアでの金日成演説で具体的に述べられた。ここでは「思想における主体、政治における自主、経済における自立、国防における自衛」と定義づけられた。現行憲法3条は、主体(チュチュエ)思想の再定義をおこなうとともに、国家の基本的指針とすることを明記している。いわく、「朝鮮民主主義人民共和国は、人間中心の世界観であり、人民大衆の自主性を実現するための革命思想である主体(チュチュエ)思想をその活動の基本方針とする。」主体(チュチュエ)思想では、本来、「人民大衆の自主性」を尊重されるべきはずである

が、人間が主体的に生活するには賢明な指導者が必要とされ、かつては金日成、現在では金正日の個人崇拜を正当化する思想的基盤になっている。

先軍思想は、畢竟するに、「革命と建設に対する党の指導において、軍事を優先させること」(金正日)であり、軍事を他のあらゆる活動に最優先させるという思想である。金日成が死去した翌年の96年1月に金正日が主唱した。金正日は、先軍思想、そしてその政治方式たる先軍政治こそが、祖国と社会主義の防衛・発展に不可欠であると考えている。先述したように、09年4月の憲法改正で、国防委員会委員長を「共和国の最高指導者」であるとし、国際社会からの批判にもかかわらず、核兵器やミサイルの開発に力を注いでいる。それというのも、軍事力の強化が、国民の結束力と国際的発言に最も有効であると信じているからである。

現在、2012年の金日成の生誕100年を記念して「強盛大国」をスローガンにした国家建設が進められている。

### (3) 統治機構

前述したように、国防委員会委員長が共和国の最高指導者である(100条)。国防委員会委員長は、最高指導者として、国家の全般的事業の指導、外国と締結した条約の批准・廃棄、特赦権の行使などの権限を有する(103条)。国防委員会委員長はまた、その名の示す通り、共和国全体の武力の最高司令官であり、いっさいの武力を指揮統率する(101条)。国防委員会委員長を補佐する機関として、国防委員会が設置されている(106条-113条)。国防委員会委員長および国防委員会は、最高人民会議に対して責任を負う。

最高人民会議は、国家の「最高主権機関」であり(87条)、立法権を行使する(88条)。任期は5年である(90条)。直近の選挙は、09年3月におこなわれた。その前の選挙は03年8月に実施されているので、約6か月遅れとなった。金正日の健康状態が原因だったのではないかとみられている。現在の最高人民会議の議員は、687人である。憲法の改正・補充、法律の制定・改正・補充、対内・対外政策の基本政策の樹立、国防委員会委員長の選挙・召還、内閣総理の選挙・召還、中央検察所所長の任命・解任、中央裁判所所長の選挙・召還、国家予算の審議・承認などの権限を有する(91条)。通常の会期は、年に1-2回とされており、最高人民会議常任委員会によって招集される(92条)。

最高人民会議常任委員会は、最高人民会議の休会中における最高主権機関である(106条)。同委員会は、委員長、副委員長、書記長および委員で組織される(113条)。委員長は、国家を代表し、外国使節の信任状および召喚状を接受する(117

条2項)。このように、最高人民会議常任委員会委員長には、国家元首の地位が与えられている。

常任委員会は、最高人民会議の招集、憲法・法律の規定の解釈権、中央裁判所判事、人民参審員の選挙・召還などの権限を有する(116条)。その活動については、最高人民会議に対して責任を負う(122条)。

内閣は、最高主権の行政的執行機関であり、全般的国家管理機関であって(117条)、その活動について、最高人民会議(休会中は最高人民会議常任委員会)に対して責任を負う(125条)。内閣総理(首相)が、共和国政府を代表する(120条)。

裁判は、中央裁判所、道(直轄市)裁判所、人民裁判所および特別裁判所でおこなわれる(153条)。中央裁判所は、すべての裁判所を監督し、自己の活動について、最高人民会議(休会中は最高人民会議常任委員会)に対して責任を負う(167条、168条)。通常の裁判は、職業裁判官たる判事1人と人民参審員2人でおこなわれ、特別の場合は、判事3人でおこなわれる(163条)。裁判の独自性と法への依拠が定められているが(166条)、もとより権力分立という視点からの裁判の独立性についてはなんらの規定がない。ちなみに同国の裁判所法15条は、以下のように定めている。「①判事、人民参審員には、選挙権を有する公民で、偉大なチュチェ思想でしっかりと武装し、朝鮮労働党の政策を貫徹するために生命を捧げてたたかう労働者、農民をはじめとする勤労者のみができる。②過去に地主、富農、隷属資本家、反動官僚と帝国主義統治下において判事または検事をした者は、判事、人民参審員になることができない。」

#### (4) 基本的権利・義務

公民の権利および義務については、次の二か条が総則的規定といえる。「『一人はみんなのために、みんなは一人のために』という集団主義原則にもとづく」(63条)、「①国家は、すべての公民に真の民主主義的権利と自由、幸福な物質文化生活を実質的に保障する。②朝鮮民主主義人民共和国において、公民の権利と自由は、社会主義制度の発展とともにさらに拡大される」(64条)。

各論的には、平等の権利(65条)、参政権(66条—17歳以上の公民に選挙権・被選挙権)、表現・結社・政党活動の自由(67条)、信仰の自由(68条)、芸術活動の自由(74条)、居住・旅行の自由(75条)、人身の自由・住宅の不可侵(79条)などの自由権規定、労働の権利(70条)、休息の権利(71条)、社会保障を受ける権利(72条)、教育を受ける権利(73条)などの社会権規定がおかれている。

しかしながら、これらの諸規定と現実とはほど遠い。たとえば、67条は「民主主

義的な政党の活動」を保障している。はたして北朝鮮でどんな「民主主義的な政党活動」が保障されているのか。72条は「公民は、無償で治療を受ける権利を有し、老齢または病気もしくは障害によって労働能力を失った者、身寄りのない老人および子どもは、物質的援助を受ける権利を有する。この権利は、無償治療制、引き続き増加する病院、診療所をはじめとする医療施設、国家社会保険および社会保障制によって保障される」とある。けれども、実態は注射器などの初歩的な医療機器さえ備わっていない病院が多く、また身寄りのない老人や子どもたちは、国家からの保障がなく、ただ放置されているだけと報道されている。総則的規定でいう「真の民主主義的権利と自由、幸福な物質文化生活を実質的に保障する。」とはおよそほど遠いというのが現実といえよう。

義務規定として、6か条が設定されている。祖国防衛・兵役の義務(86条)、労働の義務(83条)のほかに、次のような独特の規定がある。「①公民は、人民の政治思想的統一と団結をしっかりとまもらなければならない。②公民は、組織と集団を重んじ、社会と人民のために身を捧げて働く気風を高く発揮しなければならない」(81条)。「公民は、国家の法と社会主義的生活規範を守り、朝鮮民主主義人民共和国の公民となった栄誉および尊厳を固守しなければならない」(82条)。「①公民は、国家財産および社会協同団体財産を大切に愛し、あらゆる横領・浪費現象に反対して闘い、国の経営を主人らしくきめ細かく管理しなければならない。②国家および社会協同体の財産は、不可侵である」(84条)。

#### (5) 憲法改正

憲法を改正・補充する権限は、最高人民会議にある(91条1号)。特別多数決は定められていない。労働党が憲法改正・補充を指導するのであるから、最高人民会議での批判的審議はもともと期待されていない。

#### (6) 国防・平和条項

国防に関しては、以下の規定がある。「朝鮮民主主義人民共和国は、全人民的、全国家的防衛体系に依拠する」(58条)、「朝鮮民主主義人民共和国の武装力の使命は、先軍革命路線を貫徹し、革命の首脳部を保衛し、勤労人民の利益を擁護し、  
一五七  
外来の侵略から社会主義制度および人民の獲得物を保衛し、祖国の自由と独立を守ることにある」(59条)、「国家は、軍隊および人民を政治的、思想的に武装させ、それを基盤として全軍幹部化、全軍近代化、全民武装化、全国要塞化を基本内容とする自衛的軍事路線を貫徹する」(60条)、「国軍は、軍隊内において革命的軍事体系および軍風を確立し、軍事規律および大衆規律を強化し、将兵一致、

軍政配合および軍民一致の高尚な伝統的美風を高く発揚させる」(61条)。

公民には、軍事的関連で次の義務が課せられている。「つねに革命的警戒心を高め、国家の安全のために身を捧げて闘わなければならない」(85条)、「①祖国防衛は、公民の最大の義務であり、榮譽である。②公民は、祖国を防衛しなければならない、法の定めるところにより、軍隊に服務しなければならない」(86条)。

現在、陸軍は5-12年、海軍は5-10年、空軍は3-4年の兵役義務が課されている。総兵力は、約110万人(陸軍95万人、海軍4.6万人、空軍11万人—ミリタリーバランス2008年推定値)である。

憲法17条は、以下のごとき「対外政策基本理念」を示している。「①自主、平和、親善は、朝鮮民主主義人民共和国の対外政策の基本理念であり、対外活動原則である。②国家は、わが国と友好的に接するすべての国と完全な平等と自主性、相互尊重と内政不干涉、互惠の原則にもとづき国家的または政治的、経済的、文化的関係を結ぶ。③国家は、自主性を擁護する世界人民と団結し、あらゆる形態の侵略と内政干渉に反対し、国家の自主権および民族的、階級的解放を実現するためのすべての国家の人民の闘争を積極的に支持声明する。」

#### (7) その他

第2章に「経済」(19-38条)をおき、社会主義的生産関係と自立的民族経済を土台にすること(19条)、生産手段は国家と協同団体のみが所有すること(20条)、計画経済であること(34条)など、社会主義国家に共通の規定が配されている。

また、第3章を「文化」(39-57条)とし、国が文化革命を徹底して遂行し、自然と社会に対する深い知識と高い文化技術水準を有する社会主義に作り上げる(40)、国の科学技術を世界的水準に引き上げること(50条)、自然環境の保全・造成、環境保全の防止に努めること(57条)などの規定がおかれている。

## 5 現況と課題

02年9月には小泉純一郎首相が訪朝、日朝平壤宣言が発せられ、翌10月、5人の拉致被害者が帰国した。しかし、その後、拉致問題はいっこうに進展していない。日本向けのミサイル発射実験も繰り返されている。06年12月と09年9月には核実験を強行、国際的な批判を浴びているなかで、北朝鮮の核問題を話し合う6か国協議の行方が注目される。

09年11月末には、通貨の価値を100分の1にするデノミが実施された。それ

により、同国の経済は破綻状況になり、責任者は処刑されたとも報じられている。

金正日の健康悪化が伝えられるなかで、後継者問題（金正日の三男・金正雲が有力とされている）、貧困からの脱出、国連による制裁への対応、6か国協議への参加など、国内外に大きな課題をかかえている。国家指導者の意向が憲法体系に色濃く反映されている状況がいつまで存続するのか。情報が閉ざされた体制のなかで、不透明な状態が続いている。